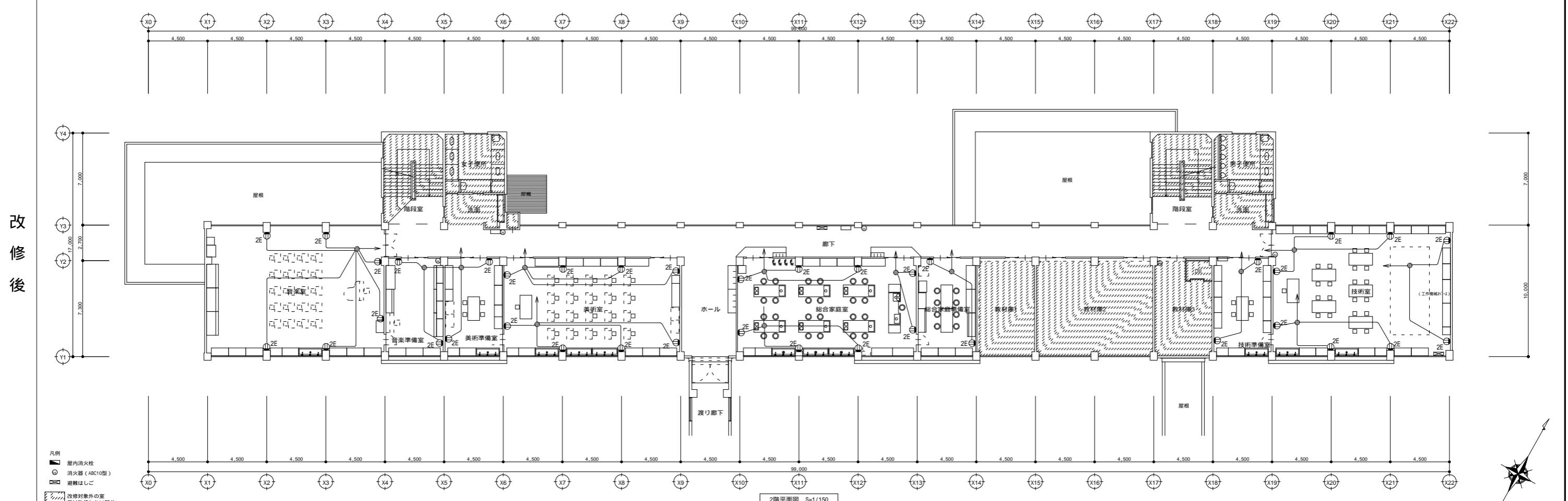
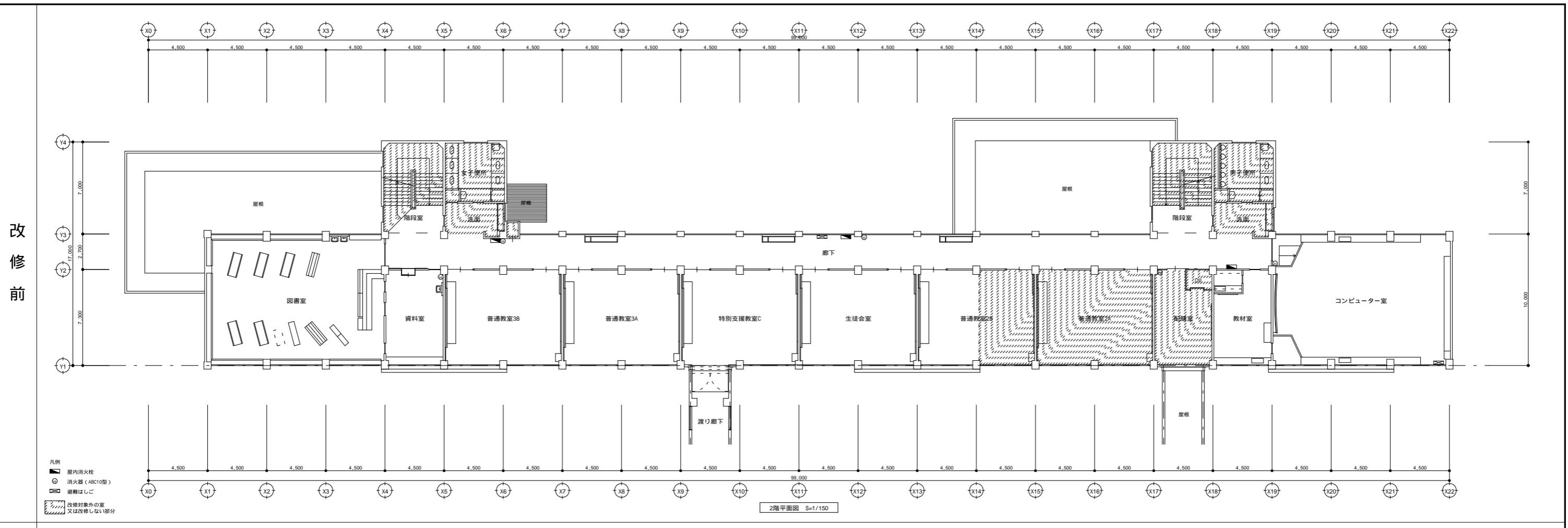


備考

												NISSHIN SEKKEI (仮称)南伊勢町立南島地区統合小中学校建設工事 2工区											
												2F電灯設備平面図(改修前・後)											
												A1:1/150 A3:1/300											
												E - 01											
												■新設計株式会社 三重県知事登録第1-516号 一般建築士 No.265708 出口基裕 ■新設計株式会社 一般建築士 265708 一般建築士 215020 一般建築士 327098 二級建築士 102648 伊藤大輔 出口基裕 鈴木亮志 出口基裕 鈴木亮志 伊藤大輔											



備
考

NISSHIN
SEKKEI
新設計株式會社

三重県知事登録第1-518号 一级建築士 No.265708 出口基樹

(仮称)南伊勢町立南島地区統合小中学校建設工事 2工区

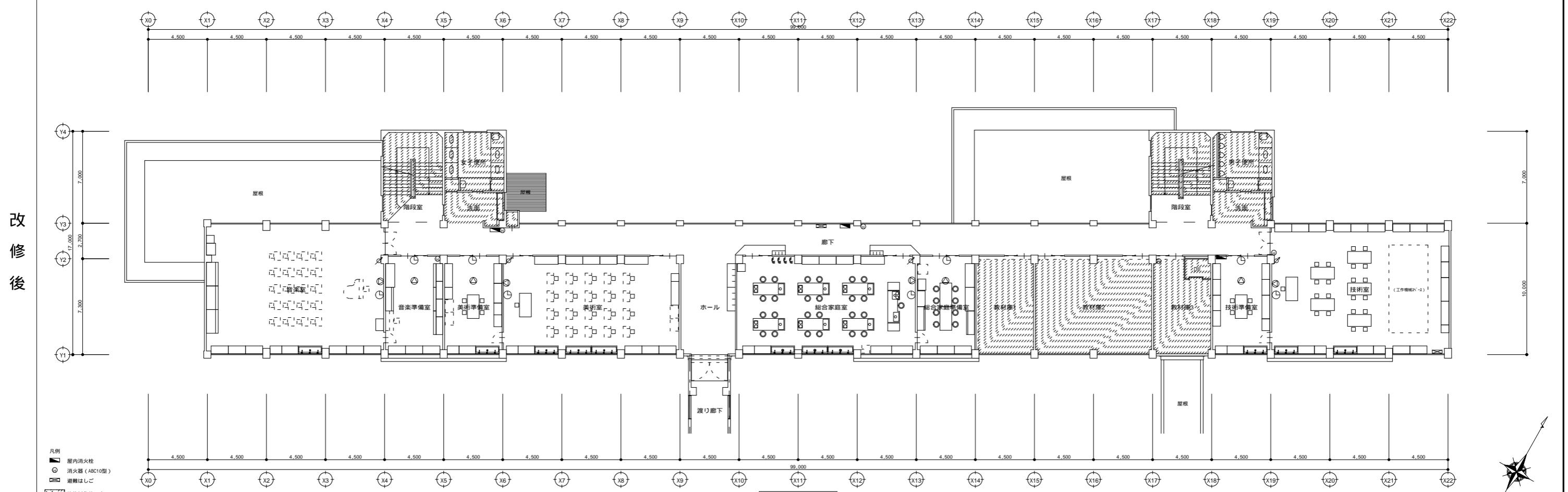
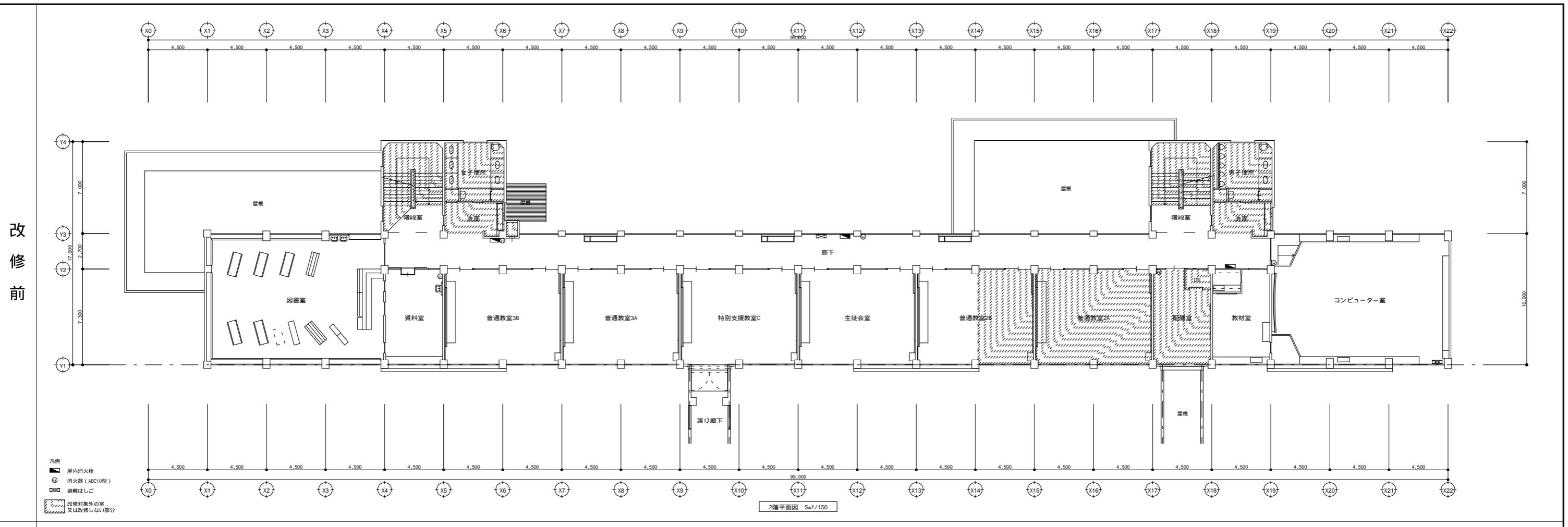
1

1

1

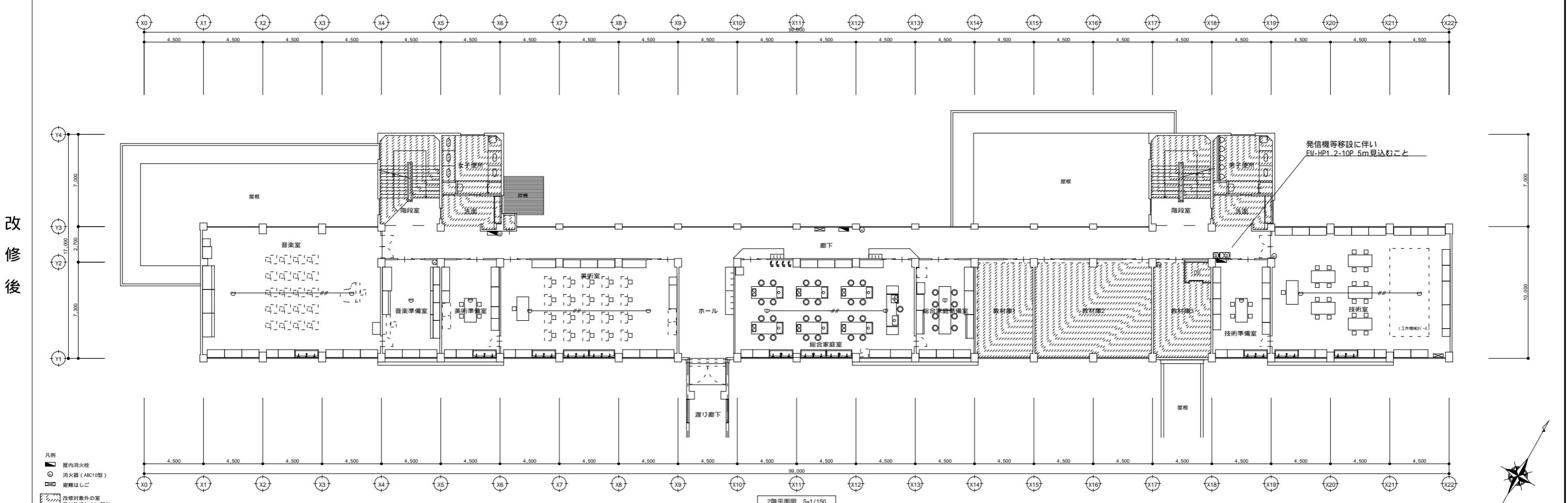
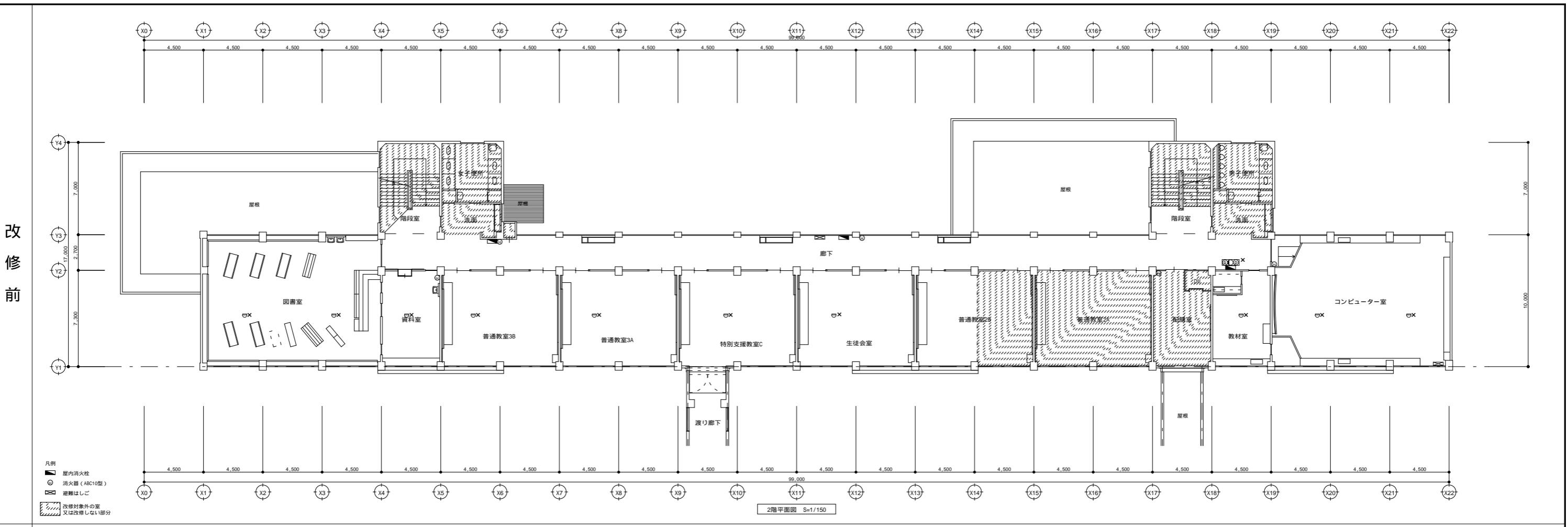
3

1



備考

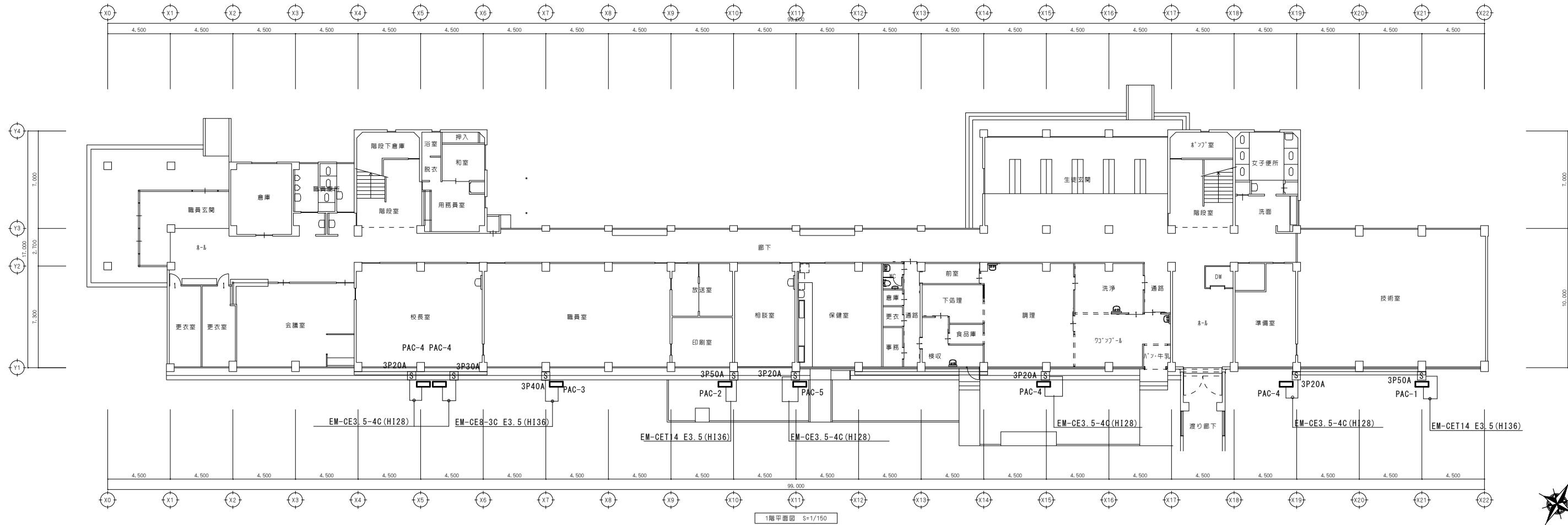
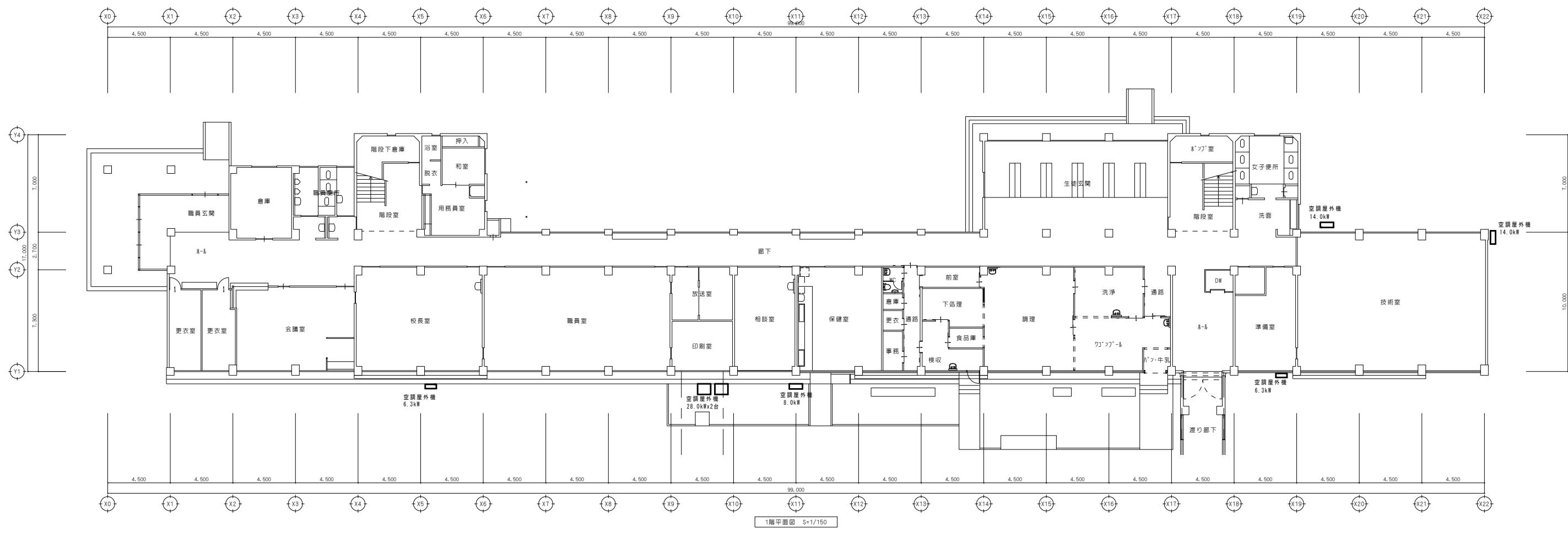
												NISSHIN SEKKEI (仮称)南伊勢町立南島地区統合小中学校建設工事 2工区											
												2F弱電設備平面図(改修前・後)											
												A1:1/150 A3:1/300											
												E - 03											
												部 分面積 一般建築土 265708 一般建築上 215926 一般建築下 327989 二級建築上 152645 出口基部 出口基部上 出口基部下 開口部 伊藤大野											



備
考

**NISSHIN
SEKKI**
日新設計株式会社

E - 04



電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	令和7年度（仮称）南伊勢町立南島地区統合小中学校建設工事 2工区
2. 工事場所	度会郡南伊勢町東町1033
3. 建物概要	体育馆 SR造 2階建 建延べ面積 ****m ² 用途区分(7項)
用途区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	
下記において●印を付した工事を対象とする。	
●電力設備 受電設備 電力貯蔵設備 発電設備	
●通信・情報設備 中央監視制御設備 医療関係設備	
・構内配電線路 構内通信線路 その他	
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。	
・三重県公共工事共通仕様書（令和5年7月改定版）	
・三重県建設工事実務必携（令和5年4月1日版）	
・国土交通省大臣官房官庁営業部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版）	
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版）	
「公共建築設備工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版）	
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工事士法	
・労働安全衛生法	
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）	
・電力会社供給約款	
・その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。	
(2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生するうと予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。	
なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。	
(3) 他工事との取扱いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 技術検査	
中間技術検査 実施回数()回 実施する段階()	
3. 火災保険等	
三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。	
(1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給料金を含む）	
(2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間	
(3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額	
4. 足場等	
●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。	
・本工事で設置する。	
足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2.2より足場の種別は以下による。	
・内部足場（A種・B種・C種・D種・E種・F種・G種）	
・外部足場（A種・B種・C種・D種・E種・F種）	
高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。	
5. 三重県産業廃棄物税	
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。	
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。	
6. 電気工作物の種類	
・一般電気工作物 ●自家用電気工作物	
7. 電気工事	
電気工事業の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事により施工するものとする。	
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	
9. 電気保安技術者	
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行ふ。	
また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。	

なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 不要 その他()	
10.品質計画 品質計画については、監督員の承諾を受けること	
11.測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
12.施工計画等 受工事に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書・幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサ動作範囲図など	
13.機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機材の品質・性能証明 設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 （認定製品の品名： 下記製品が本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 （認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・)	
14.工事写真 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版））に従い、工事写真を撮影すること。 なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国當建技第14号）」による。	
15.工事条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設休業日 ●打ち合わせ その他())	
(2)施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（～時～時 ●打ち合わせ その他())	
(3)概工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前） ●適用しない (4)その他()	
16.埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・試掘調査を実施する（発見された場合、発掘調査等の実施あり） ●発掘調査等の実施あり	
17.部分引渡し等 部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しあり ●部分使用あり 該当部分() 時期()	
18.事故の発生時 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検査等に協力すること。	
19.建設副産物情報交換システムへの登録 請負額100万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ申し出るとともに法令等に基づき、再生促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬出があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ申し出ること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、J A C I Cが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。	
20.発生材の処理等 ・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 ・分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法 工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他() 分別解体の方法・手作業・手作業・機械作業併用 (1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。()	
(2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 コンデンサー その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を見出した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 その他() 発生土は、監督員に報告し対応を協議するものとする。	
(4)再資源化を図るもの ●コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 建設発生木材 その他() ●水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの ●蛍光ランプ H I Dランプ（高輝度放電ランプ） その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」（令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環部 廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て機外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。	
(7)引き渡しを要しないものは、全て機外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。	
21.電子納品 (1)工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。 (2)工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。	
22.官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●消防設備関係 電気工作物関係 受電関係 通信関係 建設工事関係 その他()	
23.消防法関係の手続き (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事） 別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。	
24.工事用仮設物 構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） できない	
25.工事用電力、水、その他 (1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規電気または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
26.工事中の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
27.搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。	
28.製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。	
29.機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
30.完成確認及び完成検査等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。	
31.完成時の操作説明 総合盤等の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行ふものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	
32.不正軽油の使用禁止 (1)工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならぬ。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。	
33.下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用 (1)本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。	
(2)本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者のうちから選定するよう努めること。また、工事着手所を管轄する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。	
34.総合評価方式 総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行ががあった場合は不履行工件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。	
35.不当介入を受けた場合の措置 暴力団等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法 工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他() 分別解体の方法・手作業・手作業・機械作業併用 (2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。	
(3)受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。	
36.電子メールの活用 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月」を適用する。 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	
37.主任技術者又は監理技術者 (1)技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 (2)専任を要しない期間 1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手されるまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せを行つて走る。 2) 檢査終了後の期間 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）工事現場の検査終了後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した旨とする。	
38.工事の一時中止 工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン」（平成29年7月三重県土木部備部）による。	
三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中ににおける工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。	
39.社会保険等 (1)適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 (2)受注者は、施工体制台帳・再下請請知事・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。	
40.現場での安全確保（自施工の原則） (1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において実施すること。 (2)設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	
41.設計図書の照査 三重県	

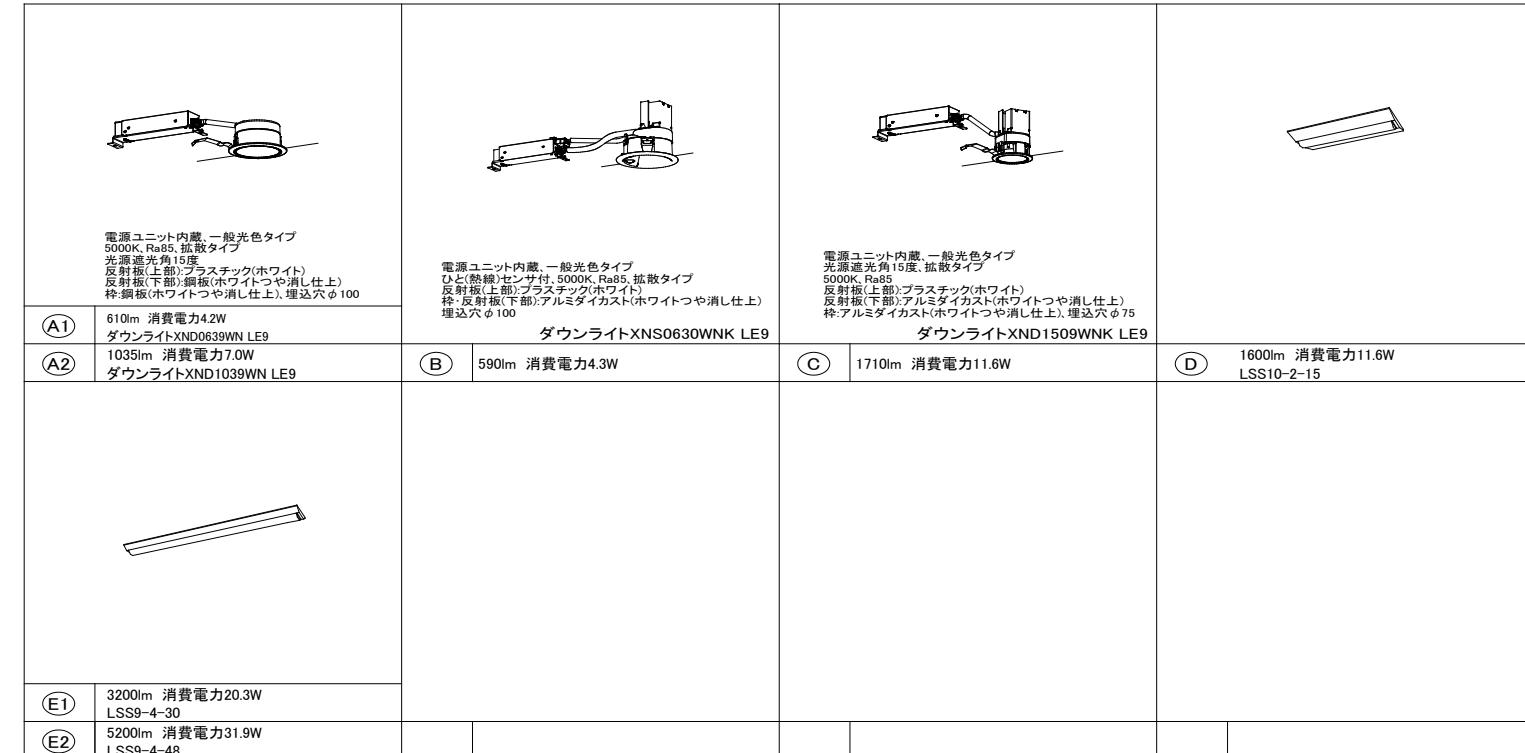
12. 予備配管等
(1) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
(2) 防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。
13. 金属製電線管等の塗装
(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。
3) 濡気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。)
4) 仮枠貫通部の金属配管には銷止め塗装を施すこと。
(2) 塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。
14. 導入線
通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆錫線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。
15. 予備スリーブ
梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
16. ボックス類
位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。
17. 軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
18. ブルボックス
(1) 屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
19. ボルト・ナット類
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス・溶融亜鉛メッキ仕上げ
20. 環境に配慮した電線類の採用
電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。
21. ケーブル及び配線
(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 变電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ ブルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと
(2) ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所・4箇所・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所・4箇所・()箇所
22. 配線器具の設置
(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイヤレススイッチとする。 (4) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (5) プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (6) カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (7) フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。
23. 照明器具の設置
(1) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (2) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (3) 天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (4) バイフリ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
24. 照明改修の際の測定
対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所()測定回数()前後各()回
25. 分電盤、制御盤、キュービカル等
(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
26. 受電設備、発電設備の設置場所
(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求めて、地盤の許容力耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
27. 発電設備の燃料配管
(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
28. 非常放送設備のスピーカー設置
(1) 放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2) 階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。

(3) 増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
29. 土工事
(1) 埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料: 根切り土の中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ・その他 ()
ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。
(2) 特記なき地中埋設配管の深さは、GL—600mm以上とする。
(3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。
(4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
(5) 建設発生土の処理 ・構内敷ならし・処分地指定 () ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 ()km
30. ハンドホール・マンホール 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付けは450mm間隔以内とする。
31. 地中配線路の表示杭
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個(30mに満たない部分はその間に1個)
V. 機器仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。
【電力設備】
1. 電灯設備
(1) 既設等との取り合い
・無し・盤改造 ●配線接続・電源供給・その他()
(2) 機器類
●一般照明器具 ●分電盤、制御盤等・その他()
(3) 一般照明器具
●一般型 ●公共型 ●LED灯・その他()
3) 用途 ●屋内用・屋外用・防災用
4) 環境 ●普通地域・塩害地域
5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。
1) センサ類 ●明るさセンサ・人感センサ・タイマー・調光スイッチ ・その他()
2) 調光方式・連続調光・段階調光 ●ON/OFF制御 ・その他()
3) 制御方式 ●有線・無線通信 1) 照明用ボール ① 材質・アルミニウム製・鋼製・溶融亜鉛メッキ ・その他()
(5) 外灯 (単独設置)
② 配線遮断器又はカットアウトアースイッチ内蔵型とする。
2) 基礎 ① 本工事・別途工事・既設利用・その他()
3) 灯具 ●LED灯・その他()
4) 電源 ●商用電源(60Hz) (-200V ~100V)・その他()
5) 制御 ●EESイッチ・タイマー・その他()
6) 接地 ●単独接地(・本工事・別途工事・既設利用)・共用
(6) コンセント等
●一般型 ・防水型 ・ハニショウケレット(・固定型・上下動型(アップ式を含む))
(7) 分電盤、制御盤等
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又是接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2. 動力設備
(1) 既設との取り合い
●無し・盤改造・配線接続・その他()
(2) 機器類
●分電盤、制御盤等・その他()
(3) 負荷設備
・給水・排水・消火 ●空調・換気・排煙・昇降機 ・その他()
(4) 負荷設備への接続
(5) 電動機等の接地
(6) 分電盤、制御盤等
●専用接地・金属管接地(7.5kW以下)
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又是接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
23. 照明器具の設置
(1) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (2) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (3) 天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (4) バイフリ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
24. 照明改修の際の測定
対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所()測定回数()前後各()回
25. 分電盤、制御盤、キュービカル等
(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
26. 受電設備、発電設備の設置場所
(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求めて、地盤の許容力耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
27. 発電設備の燃料配管
(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
28. 非常放送設備のスピーカー設置
(1) 放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2) 階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。

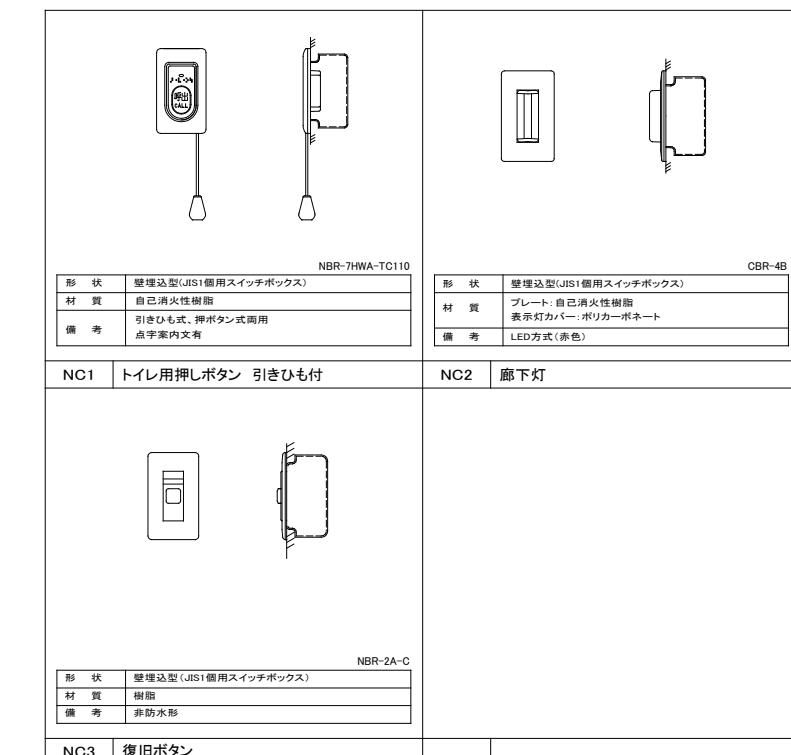
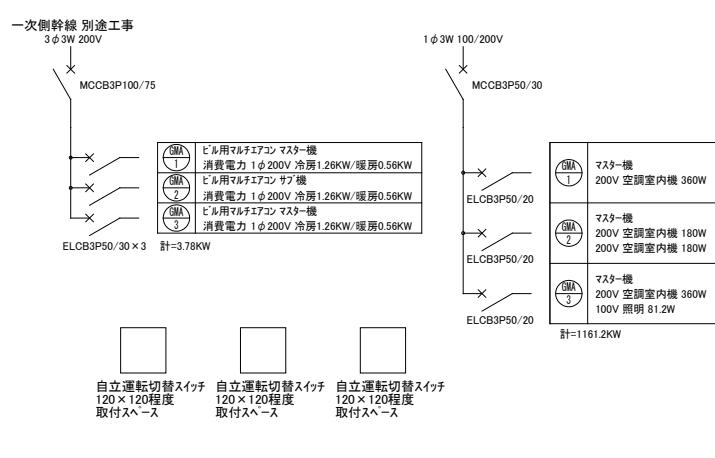
(3) 増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
(2) 雷サージ保護
1) 耐雷トランジスタ・設置(・単相用・動力用)・設置しない 2) SPD・低圧用(・クラスI・クラスII) 3) SPDの性能仕様は別図による
(3) 電源回路保護
1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
(4) 通信回線保護
1) 種別 A種・B種・C種・D種 2) 施工 ●各種単独・共用有り()
1) 测定方法 ●電位差計方式・電圧降下法 2) 測定回数 ●3回・()回
接地には接地極埋設設備を施工し、接地極の位置がわかるようする。
【受電設備】
5. 受電設備
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個(30mに満たない部分はその間に1個)
V. 機器仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。
【電力設備】
1. 電灯設備
(1) 既設等との取り合い
・無し・盤改造 ●配線接続・電源供給・その他()
(2) 機器類
●一般照明器具 ●分電盤、制御盤等・その他()
(3) 一般照明器具
●一般型 ●公共型 ●LED灯・その他()
3) 用途 ●屋内用・屋外用・防災用
4) 環境 ●普通地域・塩害地域
5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。
1) センサ類 ●明るさセンサ・人感センサ・タイマー・調光スイッチ ・その他()
2) 調光方式・連続調光・段階調光 ●ON/OFF制御 ・その他()
3) 制御方式 ●有線・無線通信 1) 照明用ボール ① 材質・アルミニウム製・鋼製・溶融亜鉛メッキ ・その他()
(5) 外灯 (単独設置)
② 配線遮断器又はカットアウトアースイッチ内蔵型とする。
2) 基礎 ① 本工事・別途工事・既設利用・その他()
3) 灯具 ●LED灯・その他()
4) 電源 ●商用電源(60Hz) (-200V ~100V)・その他()
5) 制御 ●EESイッチ・タイマー・その他()
6) 接地 ●単独接地(・本工事・別途工事・既設利用)・共用
(6) コンセント等
●一般型 ・防水型 ・ハニショウケレット(・固定型・上下動型(アップ式を含む))
(7) 分電盤、制御盤等
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又是接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2. 動力設備
(1) 既設との取り合い
●無し・盤改造・配線接続・その他()
(2) 機器類
●分電盤、制御盤等・その他()
(3) 負荷設備
・給水・排水・消火 ●空調・換気・排煙・昇降機 ・その他()
(4) 負荷設備への接続
(5) 電動機等の接地
(6) 分電盤、制御盤等
●専用接地・金属管接地(7.5kW以下)
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又是接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
23. 照明器具の設置
(1) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (2) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (3) 天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (4) バ

16. 拡声設備	<p>(1)機器 ・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカ ●その他(既設品移設)</p> <p>(2)増幅器 ・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)</p>
(3)付属機器	<p>出力()W ・出力インピーダンス・Lo形・Hi形</p> <p>オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器</p> <p>録音再生装置(・CD・メモリオーディオ・その他())</p> <p>アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイマ・その他())</p> <p>有線マイクロホン</p> <p>無線マイクロホン(・電波式(・アナログ・デジタル)・赤外線式)</p> <p>ラジオチューナ(・FM・AM・その他())</p> <p>スピーカ切替装置・その他の機器()</p> <p>卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他()</p> <p>非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)</p> <p>専用 結線・1W・3W・()W ・インピーダンス・Lo形・Hi形 設置場所・屋内・屋外・その他()</p>
(4)操作装置	
(5)スピーカ	
17. 誘導支援設備	
(1)設備	
(2)音声誘導装置	<p>音声誘導装置・インターホン ●トイレ等呼出装置</p> <p>検出方式・磁気式・無線式・画像認識式・その他()</p> <p>設置場所・屋外(防雨形)・屋内</p> <p>機能・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他()</p> <p>機器・制御装置・送信機・受信機・その他()</p> <p>制御装置・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他()</p> <p>送信機・壁掛型・卓上形・埋込形・その他()</p> <p>受信機・スピーカ式・イヤホン式・その他()</p> <p>用途・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用 ・保守用・その他()</p> <p>機能・音声通話・映像モニタ</p> <p>通話網・親子式・相互式・複合式</p> <p>通話方式・同時通話式・互通式・その他()</p> <p>機器・親機・子機・その他()</p> <p>親機 ①形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() ②送受話器・電話機形・マイク形・その他()</p> <p>子機 ①形状・壁掛型・卓上形・埋込形・その他() ②送受話器・電話機形・マイク形・その他()</p> <p>用途 ●トイレ呼出・受付呼出・非常通報 ・その他()</p> <p>機器・親機●呼出スイッチ ●警報装置・その他()</p> <p>親機・壁掛型・卓上型・複合盤組込・その他()</p> <p>呼出スイッチ ●押ボタン式 ●引紐式・その他()</p> <p>警報装置 ●光・音声・ブザー・ベル・その他()</p>
(3)インターホン	
(4)トイレ等呼出装置	
18. テレビ共同受信設備	
(1)受信放送	<p>UHF・BS・CS・FM・CATV・その他(既設配線に接続)</p> <p>増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器收容箱</p> <p>アンテナ・その他(既設機器の脱着)</p>
(2)機器	<p>放送・UHF・BS・CS・FM・その他(既設機器の脱着)</p> <p>マスト・地上波用(・壁面取付・自立・既設利用) ・衛星用(・壁面取付・自立・既設利用)</p> <p>その他(既設機器の脱着)</p>
(3)アンテナ	<p>自立用基礎・本工事・別途工事・既設利用 ・その他()</p>
19. 監視カメラ設備	<p>仕様詳細は別図による。</p>
20. 駐車場管制設備	<p>仕様詳細は別図による。</p>
21. 防犯・入退室管理設備	<p>仕様詳細は別図による。</p>
22. 自動火災報知設備	
(1)機器	<p>受信機・副受信機(表示装置)・中継器・発信機 ●感知器 ・警報装置・その他()</p>
(2)受信機	<p>型式・P型1級・P型2級・R型</p> <p>回線数・()回線・()アドレス</p> <p>試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能</p> <p>盤形式・複合盤組込・自立型・壁掛型 ・その他()</p>
(3)副受信機(表示装置)	<p>盤形式・自立型・壁掛型・その他()</p> <p>回線数・()回線・()アドレス</p> <p>表示装置の仕様詳細は別図による。</p>
(4)中継器	<p>試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能</p>
(5)発信機	<p>型式・アドレス付・P型1級・P型2級</p> <p>消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。</p>
(6)感知器	<p>設置・単独設置・機器收容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込・その他()</p> <p>型式・アドレス付 ●一般型</p> <p>種類 ●熱感知器・空気管式 ●煙感知器・炎感知器</p> <p>試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能</p> <p>機器仕様 ●一般 ●防水・防爆・防食・その他()</p>
(7)光警報装置	<p>警報装置・制御装置・同期装置</p> <p>同期装置・天井付・壁付</p> <p>同期装置・自走同期式・外部同期式</p>
23. 自動閉鎖設備	<p>(1)機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動制御器 その他() <p>(2)運動制御器</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御対象 回線数 設置 型式 種類 試験機能 機器仕様 方式 施工 既設利用 方式 施工 既設利用 <p>(3)感知器</p> <ul style="list-style-type: none"> 感知器 防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー 非常口等の扉・その他() 回線(遠方復帰機構()回路) 単独(・壁掛け・自立形)・火災受信機等との複合盤 アドレス付・一般型 煙感知器(・2種・3種) 自動試験機能 一般・防水・防爆・防食・その他() 電磁式・ラップ式・その他() 本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 既設利用 電気錠・その他() 本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 既設利用 <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動開錠装置</p>
24. 非常警報設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p> <p>非常放送装置・非常ベル</p> <p>消防法基準適合マーク品とする。</p> <p>機器・増幅器・スピーカ ●非常用リモコンマイク ・その他()</p> <p>増幅器</p> <ul style="list-style-type: none"> 出力()W 出力インピーダンス・Lo形・Hi形 形式・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛け ・その他() 機能・マイク放送・連動放送(・自火報設備・緊急地震速報設備) ・その他() 用途・拡声設備兼用・非常放送専用 <p>スピーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> 結線・1W・3W・()W インピーダンス・Lo形・Hi形 設置場所・屋内・屋外・その他() 用途・拡声設備兼用・非常放送専用 <p>非常用リモコンマイク</p> <ul style="list-style-type: none"> 型式・壁掛け・ラック収納形・卓上形・その他() 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他() 設置・単独設置・機器收容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込・その他() <p>非常ベル(自動サインを含む)</p> <p>自動サインを含む</p> <p>非常ベル</p> <p>機器・副受信機・中継器・検知器・警報器</p> <p>その他()</p> <p>回線数()回線</p> <p>種類・都市ガス用・液化石油ガス用</p> <p>設置・単独(・壁掛け・自立形)・火災受信機等との複合盤 ・その他()</p> <p>単独(・壁掛け・自立形)・火災受信機等との複合盤 ・その他()</p> <p>動作・単独(単独動作)・連動(受信機に伝送)</p> <p>定格電圧・AC100V・DC24V(受信機等から供給) ・その他()</p> <p>ガス検知出力信号・有電圧出力方式・無電圧接点方式</p> <p>仕様詳細は別紙による。</p> <p>仕様詳細は別紙による。</p>
25. ガス漏れ火災警報設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p> <p>受信機・副受信機・中継器・検知器・警報器</p> <p>その他()</p> <p>回線数()回線</p> <p>種類・都市ガス用・液化石油ガス用</p> <p>設置・単独(・壁掛け・自立形)・火災受信機等との複合盤 ・その他()</p> <p>単独(・壁掛け・自立形)・火災受信機等との複合盤 ・その他()</p> <p>動作・単独(単独動作)・連動(受信機に伝送)</p> <p>定格電圧・AC100V・DC24V(受信機等から供給) ・その他()</p> <p>ガス検知出力信号・有電圧出力方式・無電圧接点方式</p> <p>仕様詳細は別紙による。</p> <p>仕様詳細は別紙による。</p>
26. 構内配電線路	<p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)柱機器(高圧用)</p> <p>(4)柱機器(低圧用)</p> <p>(5)ハンドホールマンホール</p> <p>(6)鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p> <p>地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)</p> <p>建築物等添架式(・露出配管・隠蔽配管・その他())</p> <p>その他()</p> <p>施工・本工事・既設柱利用・その他()</p> <p>電柱・コンクリート柱・鋼管柱・パンザマスト ・その他()</p> <p>支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板 ・支線(保護ガード・有・無)</p> <p>装柱材料・有(電力仕様)・無</p> <p>銘板・有・無</p> <p>機器・開閉器・避雷器・カットアウト・碍子 ・その他()</p> <p>耐環境性・一般用・耐塩用</p> <p>開閉器・開閉器箱・避雷器・カットアウト・碍子 ・その他()</p> <p>耐環境性・一般用・耐塩用</p> <p>開閉器・開閉器箱・避雷器・カットアウト・碍子 ・その他()</p> <p>ハンドホール・ケーブル支持金物の取付 ・2箇所・4箇所・()箇所</p> <p>重車両の通行 ・有(破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所))・無</p> <p>鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。</p> <p>雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>種類・FEP・GLT(PEライニング管)・VE・HIVE・SGP ・厚鋼電線管・その他()</p> <p>標示杭埋設・コンクリート製・鉄製(アスファルト部分)</p> <p>埋設標識シート・2倍長・その他()</p> <p>埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。</p>
【構内通信線路】	<p>構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホールマンホール</p> <p>(5)鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>(7)その他</p> <p>電話・拡声・時刻表示・火災報知・非常警報・インターホン</p> <p>テレビ共同受信・防犯・制御・その他()</p> <p>地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)</p> <p>建築物等添架式(・露出配管・隠蔽配管・その他())</p> <p>その他()</p> <p>施工・本工事・既設柱利用・構内配電線柱に添架</p> <p>その他()</p> <p>電柱・コンクリート柱・鋼管柱・パンザマスト ・その他()</p> <p>支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板 ・支線(保護ガード・有・無)</p> <p>装柱材料・有・無</p> <p>銘板・有・無</p> <p>形式・ブロック式・現場打ち</p> <p>施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 ・既設利用・その他()</p> <p>ケーブル支持金物の取付 ・2箇所・4箇所・()箇所</p> <p>重車両の通行 ・有(破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所))・無</p> <p>鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。</p> <p>雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>種類・FEP・GLT(PEライニング管)・VE・HIVE・SGP ・厚鋼電線管・その他()</p> <p>標示杭埋設・コンクリート製・鉄製(アスファルト部分)</p> <p>埋設標識シート・2倍長・その他()</p> <p>埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。</p> <p>設置・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事</p> <p>消火器種別()、数量()本</p> <p>消火器収納箱材質()、数量()面</p>
VI. 使用資機材の適用規格	<p>(1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル 消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスクケットの適合性検査を行い合格したもの 第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行ったもの 非常用照明器具 建築基準法に定める国土交通大臣認定品 (一社)日本明治工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの 誘導灯 登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 制御盤 (一社)日本配電制御システム工業会規格(JSI規格)適合品 消防用加压送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 (一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの 金属閉鎖形スイッチギア (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護遮断器) (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 直流電源装置(防災電源用) 登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの 交流無停電电源装置 (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 自家発電装置(防災電源用) 登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの 自家発電装置(防災電源用でないもの) (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 太陽電池モジュールの支持物 電気設備の技術基準の解釈第4 6条第2項又は第3項の規定に適合するもの 電話用設備(電話交換機、電話機等) 登録認定機関((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの 非常用放送設備 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの テレビ共同受信機器 優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの (一社)電子情報技術産業協会スーパー・ハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの 自動火災報知設備 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。

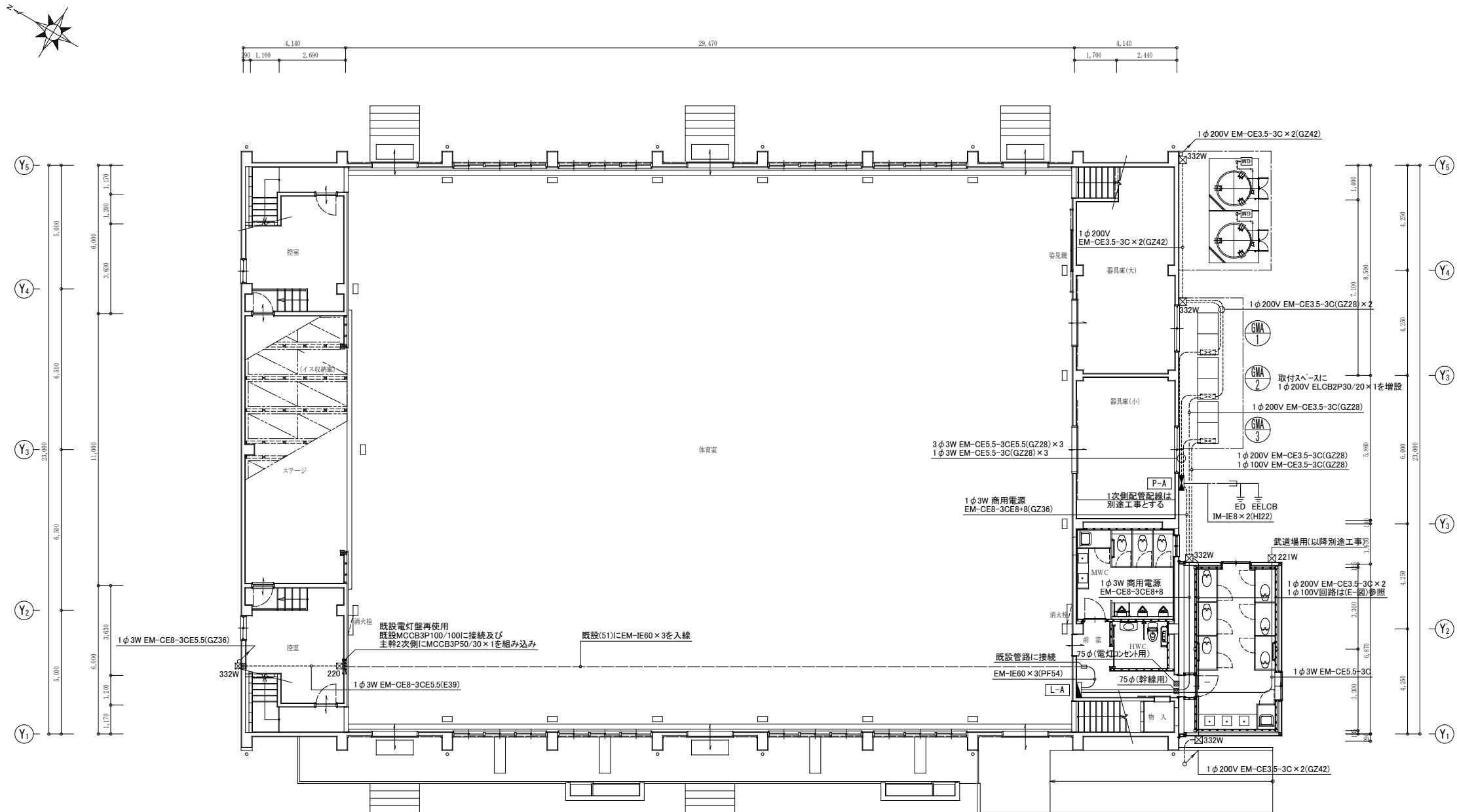
VII. 使用資機材の製造者		
(1)以下に掲げる資機材については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」(一社)公共建築協会発行)」(以下「評価名簿」という)に記載されている製造者の製品を使用すること。		
なお、納入地区に中部地区が含まれ、評価の有効期間内であるものとする。		
<ul style="list-style-type: none"> ● L E D 照明器具(一般屋内用に限る) ● サーье防護デバイス(S P D) ● 盤類 ● 絶縁監視装置 ● 交流無停電電源装置 ● 監視カメラ装置 ● 照明制御装置 ● 可変速運転用インバータ装置 ● 高圧機器 ● 蓄電池 ● 太陽光発電装置 ● 中央監視制御装置 		
(2)評価名簿に記載されていない製造者の製品を使用する場合は、評価名簿の評価基準と同等の条件を満足することを証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。		
VIII. 完成時の提出図書		
名 称	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本) 施工図(製本)	1部 1部
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本) 施工図(製本)	2部 2部
保全に関する資料 制御システム図 システム系統図 資機材一覧表 機器完成図 取扱説明書 試験結果報告書 工場試験成績書 各種計算・検討書 予備品・付属品一覧表 機器銘板の写し 検査済証 保証書 メンテナンス要領書 メンテナンス参考業者一覧表 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類の写し(表紙のみ) その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
工事に関する書類 工事カルテ受領書の写し 施工計画書 施工要領書 部分下請負通知書及び下請負契約書の写し 施工体制台帳及び施工体系図 工事進捗状況報告書 各種計画書及び報告書 排出ガス対策型建設機械使用報告書 工事打合簿 段階確認書 工事事故報告書 安全管理関係書類 使用機材届出書 工事材料搬入報告書 機器明細図 機材の品質及び性能証明書 各種計算・検討書 工場試験成績書 試験結果報告書 計測機器類の校正証明書、精度保証書、又は検定証の写し 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理集計表 現場発生品調書 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 再資源化等完了報告書(特定建設資材廃棄物) 工事写真(サムネール及び代表写真) 検査立会者名簿 その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
官公庁手続き書類 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類(本冊)	ファイル綴	1部
電子納品		3部
工事目的物引渡書 引渡目録		3部
注	<ul style="list-style-type: none"> ・完成図はC A Dにより作成すること。 ・完成図の作図範囲は設計図面と同程度とする。 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。 ・白焼き(青焼き不可)で文字潰れないこと。 ・表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、受注者名」を印字(シール不可)すること。 ・保全に関する資料は、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)」及び「同(防災編)」を参照すること。 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。 ・ファイルはチューブファイル以上とする。 ・完成書類の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲する。 ・作成しがたい場合は、監督員との協議による。 	



型番は参考とする



型番は参考とする



記号	名称
(GMA) 1	ビル用マチエラソン、電源自立型空調GHP 消費電力 3φ 200V 冷房1.26KW/暖房0.56KW
(GMA) 1-1	ビル用マチエラソン、床置き型 消費電力 1φ 200V 冷房0.09KW/暖房0.09KW
(GMA) 2	ビル用マチエラソン、電源自立型空調GHP 消費電力 3φ 200V 冷房1.26KW/暖房0.56KW
(GMA) 2-1	ビル用マチエラソン、床置き型 消費電力 1φ 200V 冷房0.09KW/暖房0.09KW
(GMA) 3	ビル用マチエラソン、電源自立型空調GHP 消費電力 3φ 200V 冷房1.26KW/暖房0.56KW
(GMA) 3-1	ビル用マチエラソン、床置き型 消費電力 1φ 200V 冷房0.09KW/暖房0.09KW
(AC) 1	ルームエアコン、壁掛型 消費電力 1φ 100V 冷房0.4KW/暖房0.43KW

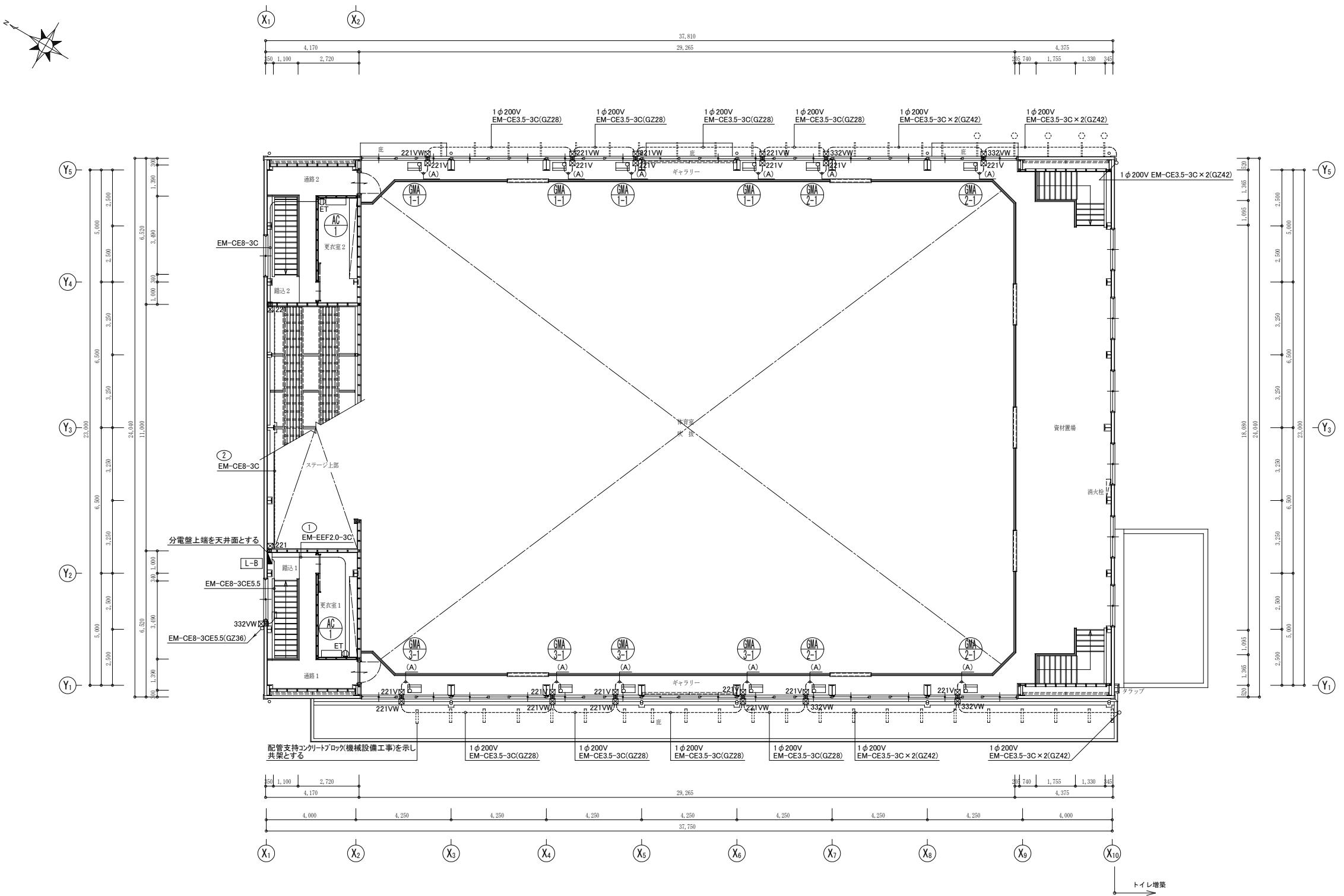
記号	名称
■	電灯盤
■	動力盤
□	埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付
□	ブルボックス
△	接地極
■	貫通補修を示し電線管にて保護とする

電動機接続部分は電動機接続材(WP)を見込こ
図中点線にて記入のものは既設を示し再使用とする

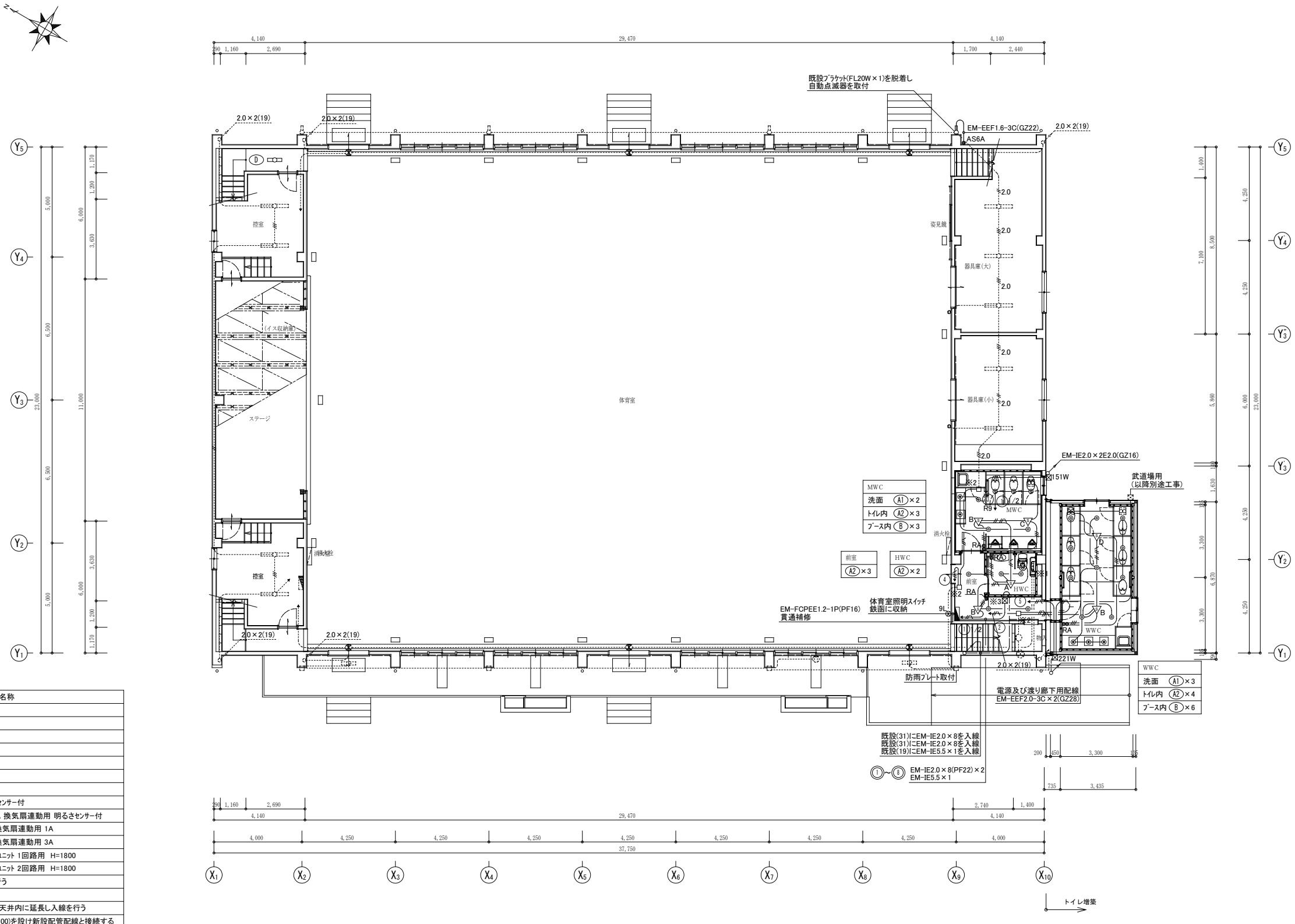
ブルボックス寸法
220 200×200×50
221 200×200×100
221W 200×200×100 WPSUS
332W 300×300×200 WPSUS
221V 200×200×100 VE
221W 200×200×100 VEW
332VW 300×300×200 VEW

図中記入なき配線は下記とする
(A) EM-CE3.5-3C(F30) 内IC接地線 塗装共

[改修後] 1階平面図 S=1/100



[改修後] 2階平面図 S=1/100

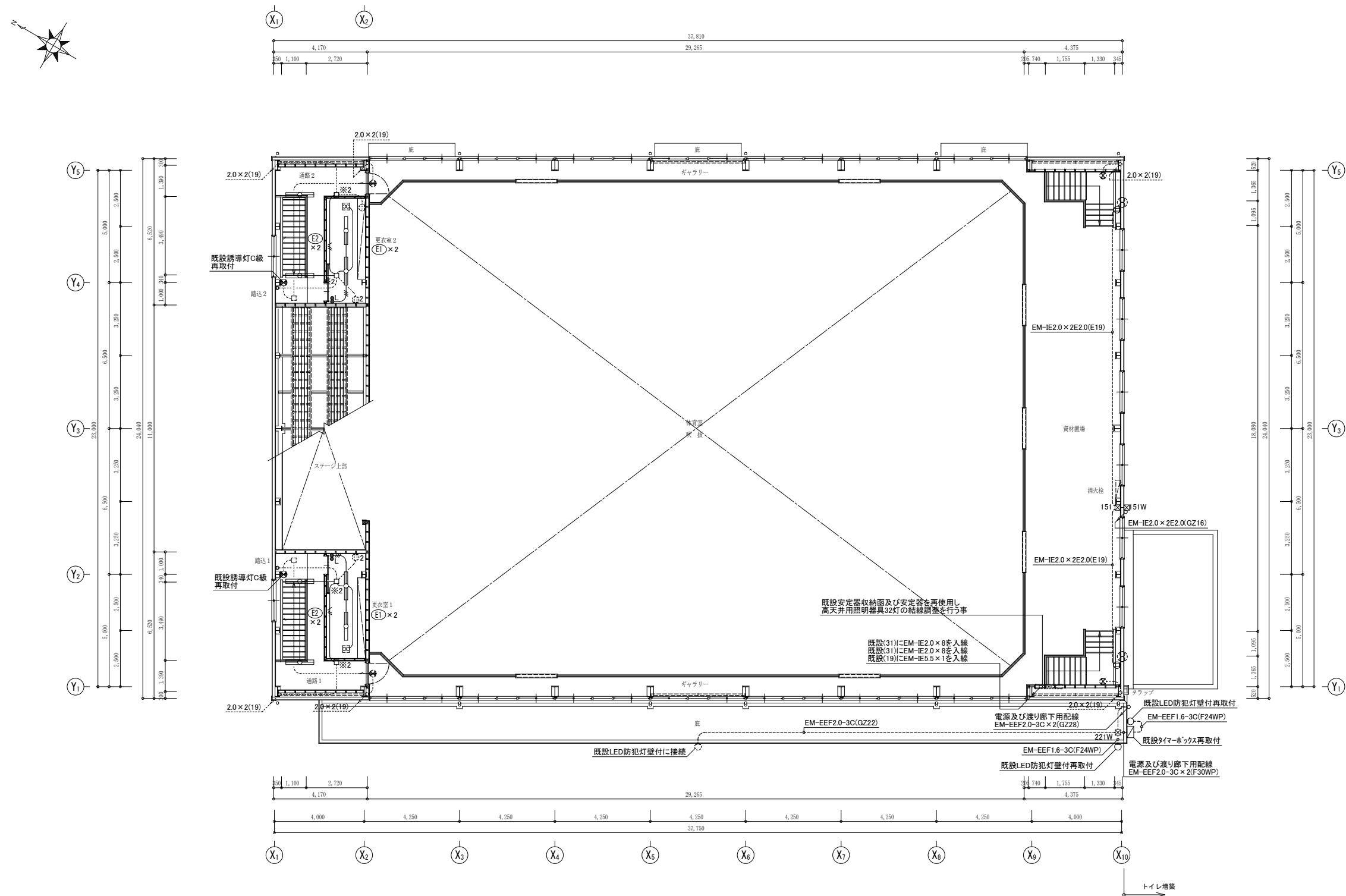


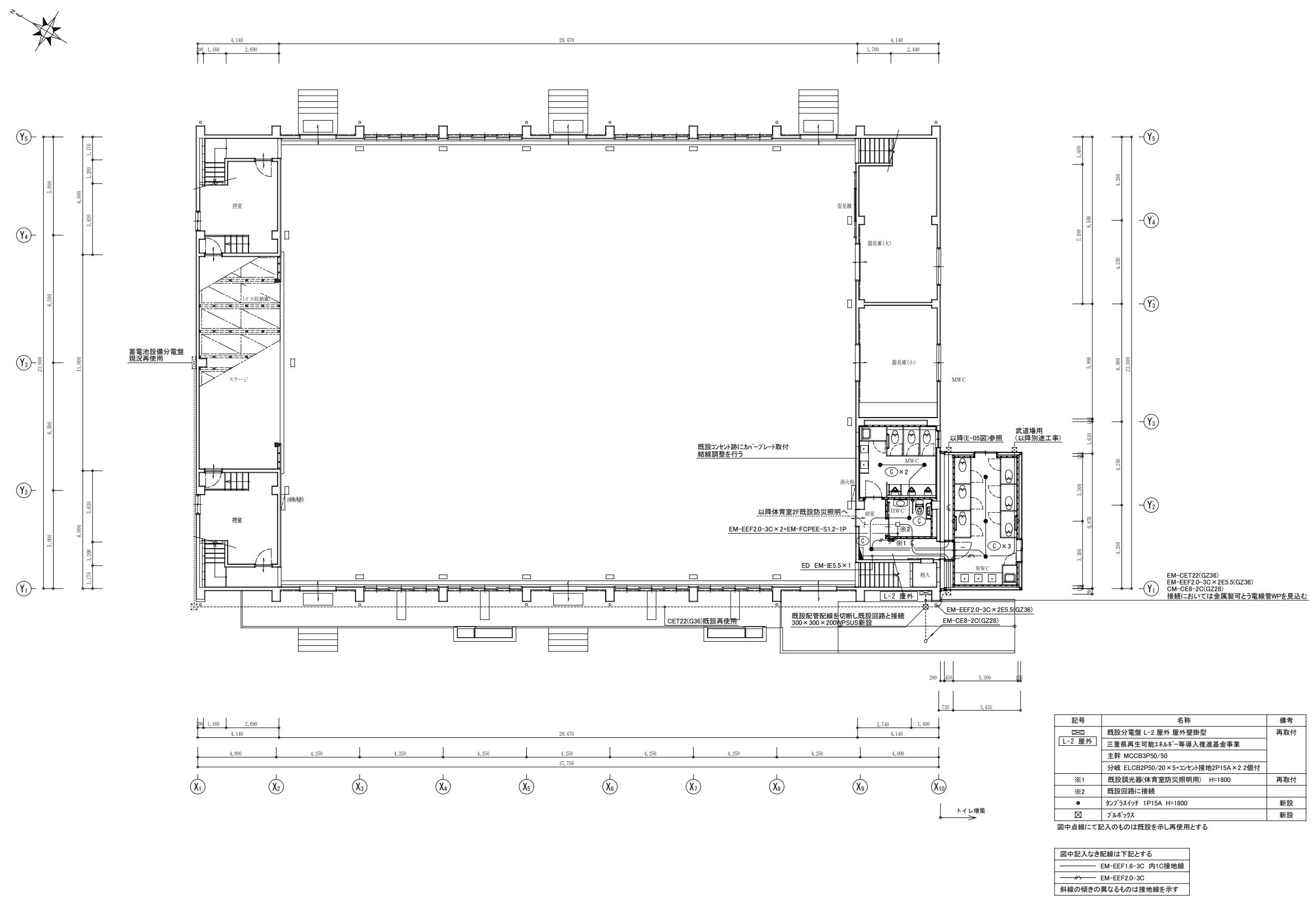
図中記入なき配線は下記とする	
——	EM-EEF1.6-3C 内1C接地線
—△—	EM-EEF2.0-3C
—△△—	EM-EEF1.6-2C+1.6-3C
—△—	EM-EEF1.6-2C
—△—	EM-EEF1.6-3C
—△△—	EM-EEF1.6-3C×2

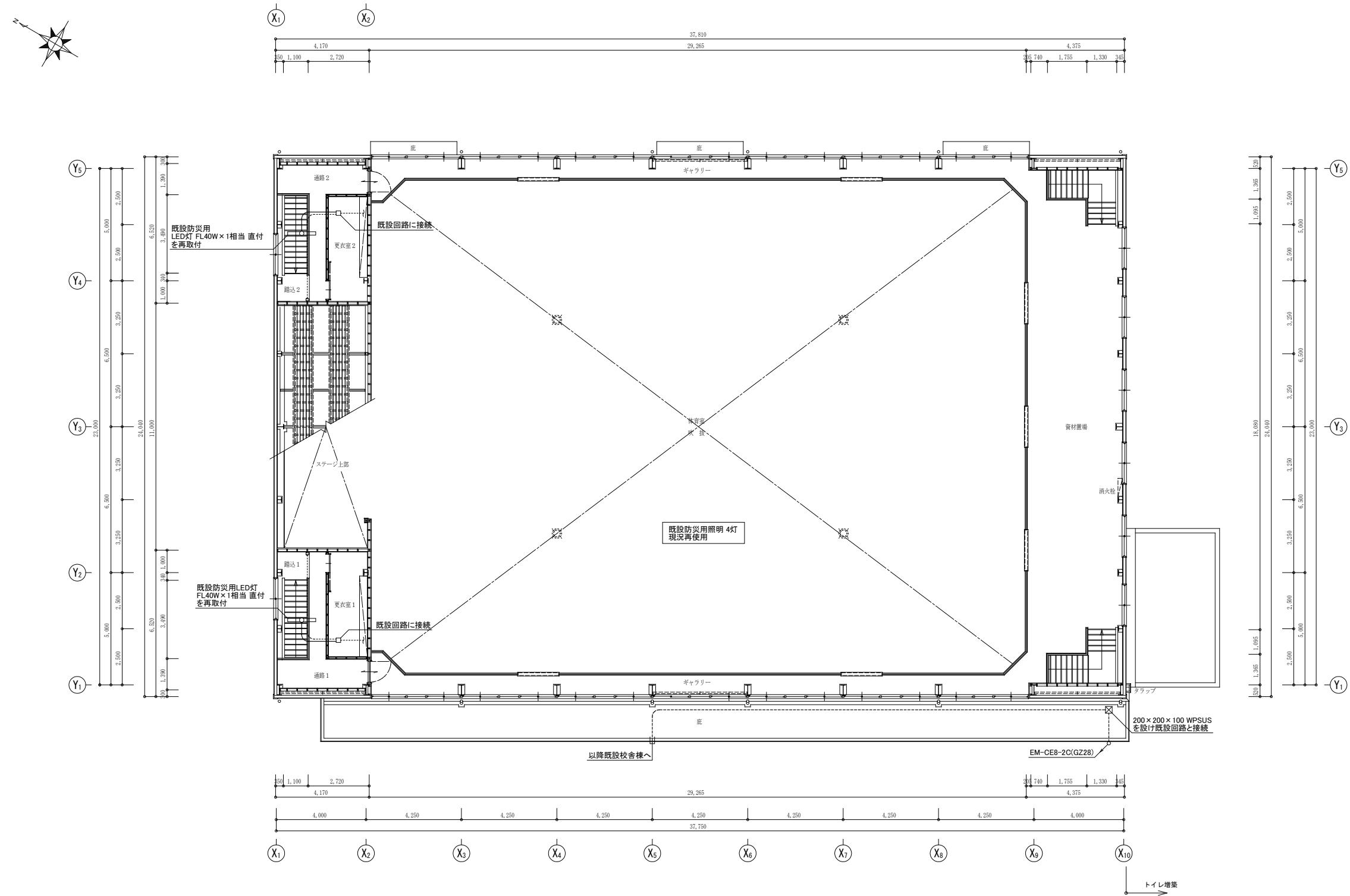
斜線の傾きの異なるものは接地線を示す

ブルボン寸法	
15I	150×150×100
151W	150×150×100 WPSUS
221W	200×200×100 WPSUS

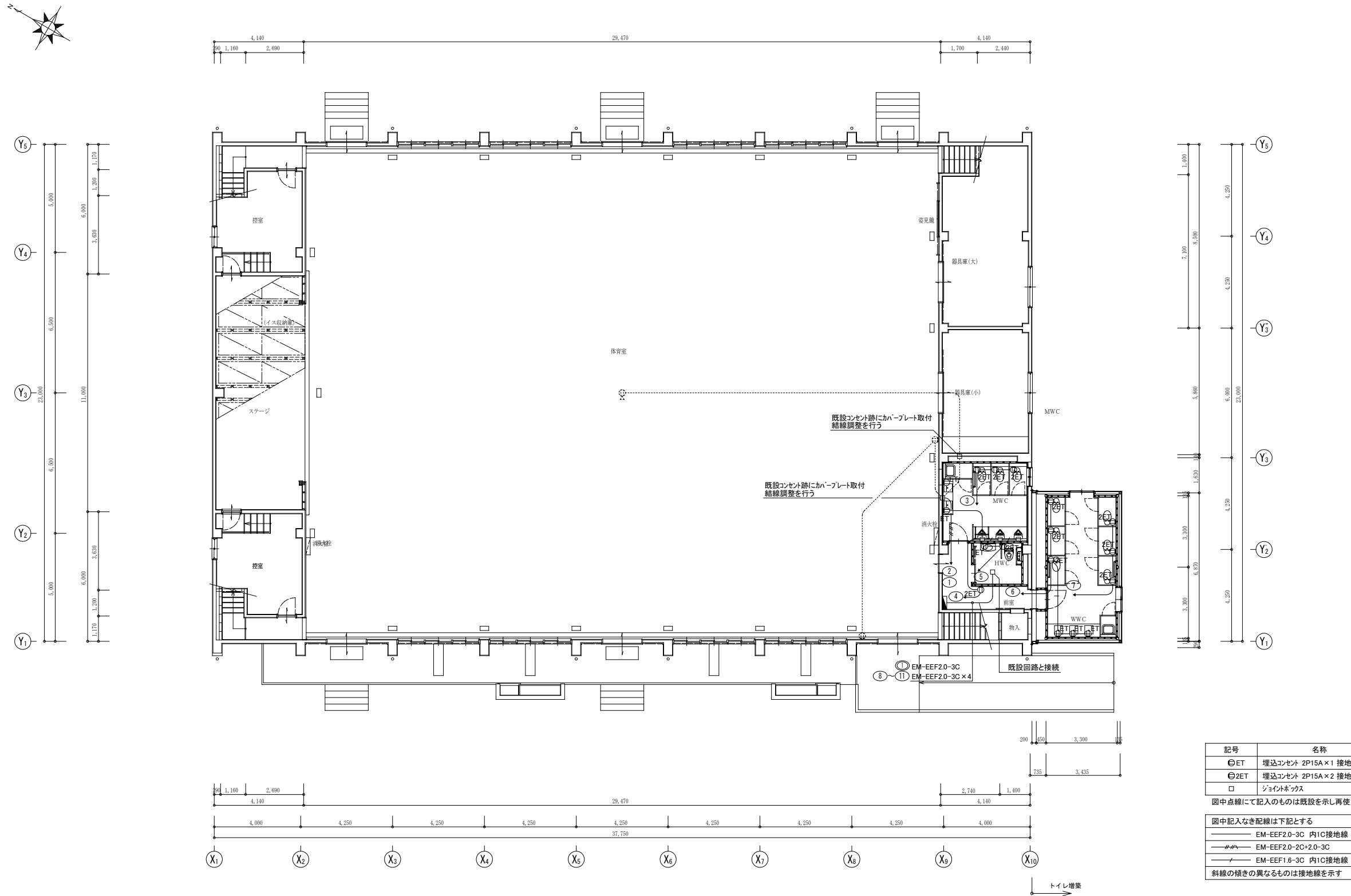
[改修後] 1階平面図 S=1/100

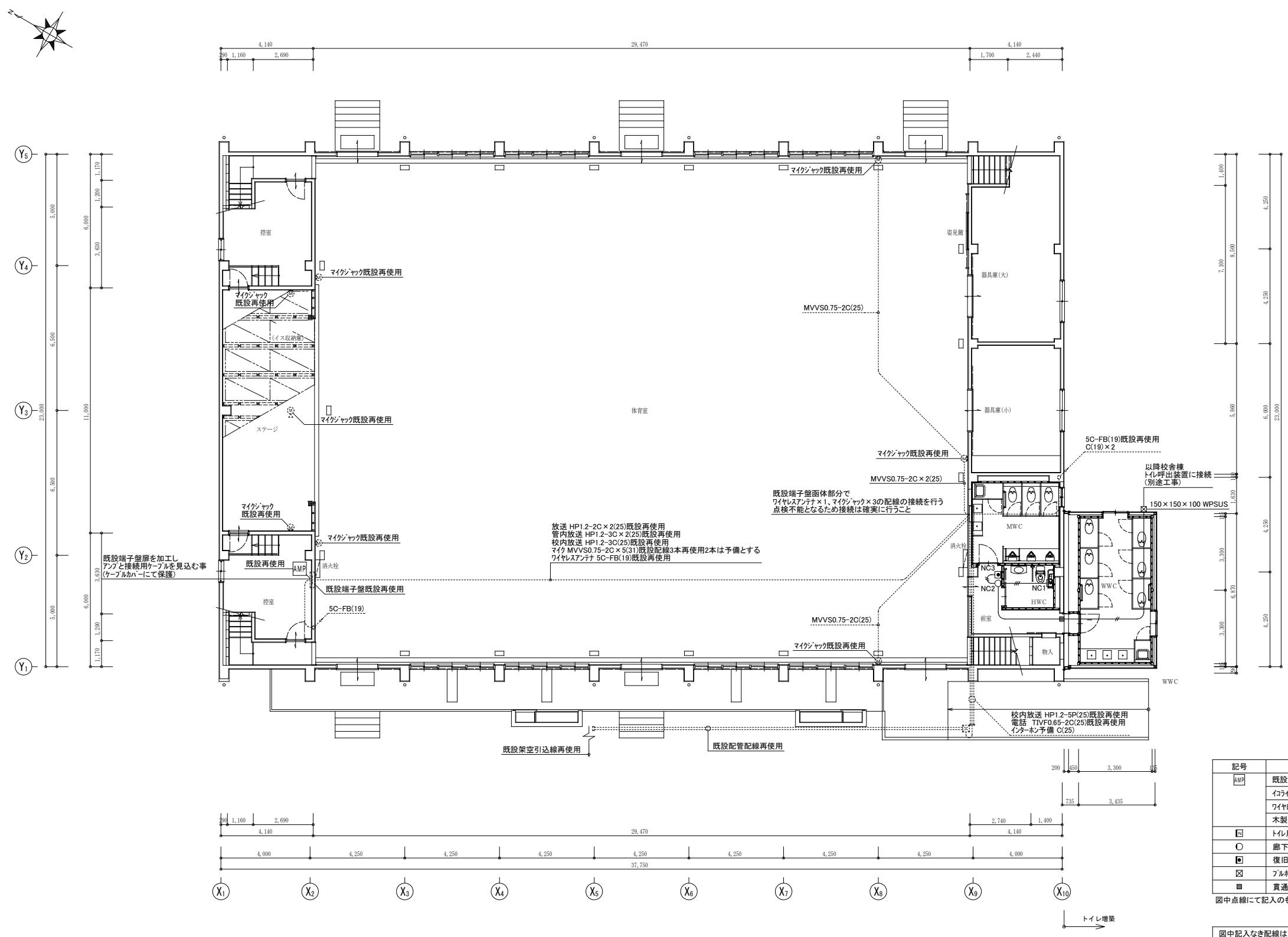




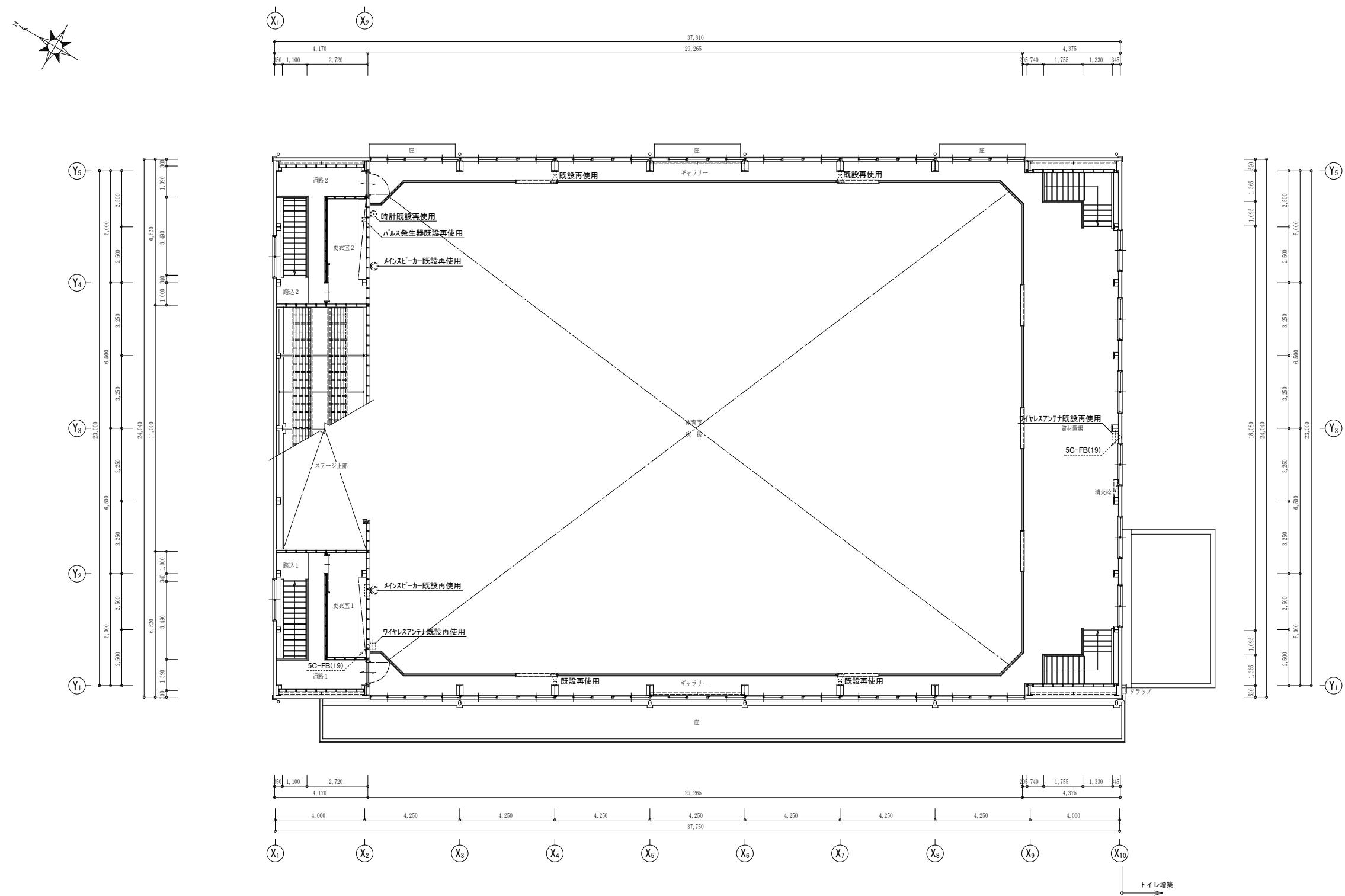


[改修後] 2階平面図 S=1/100

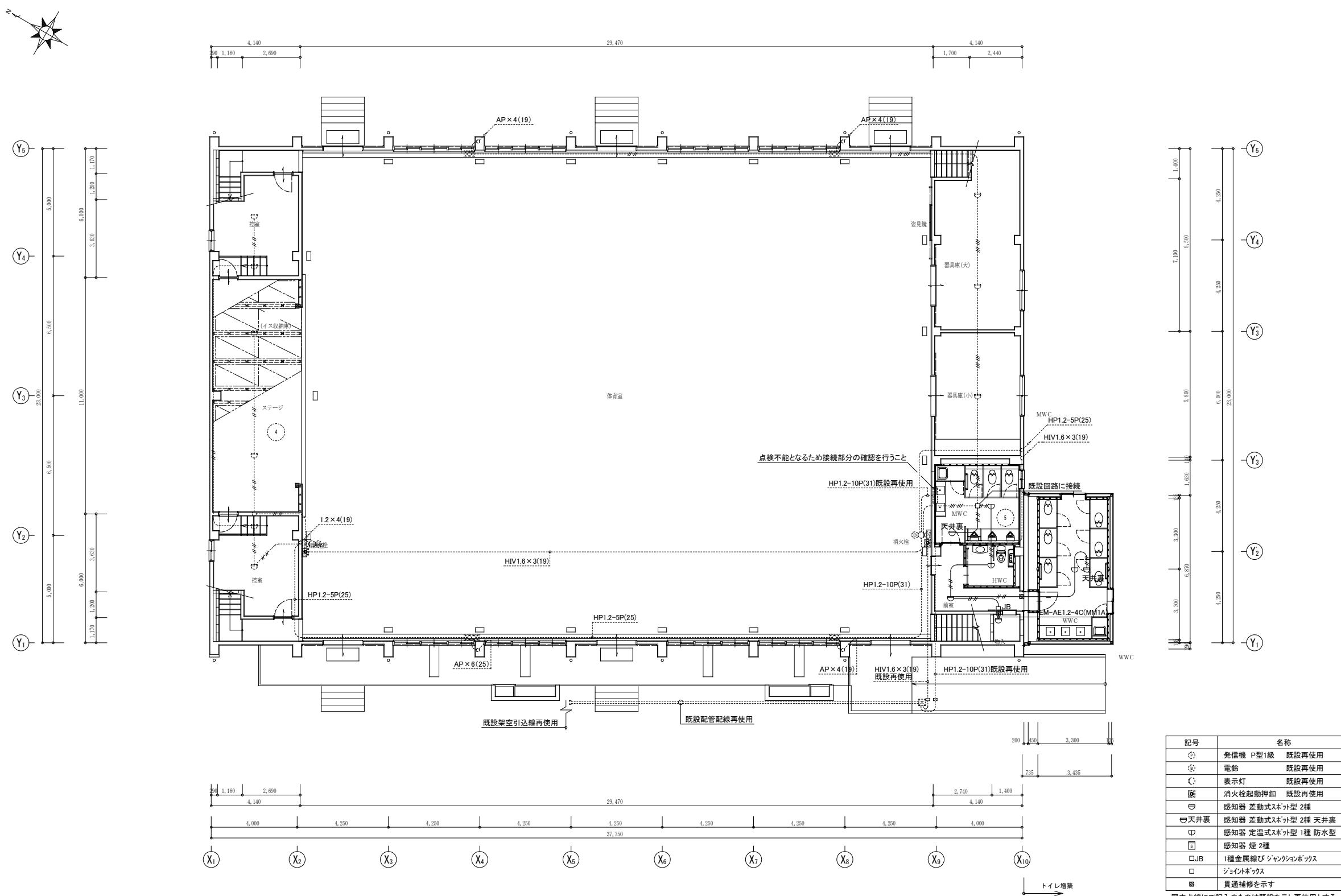


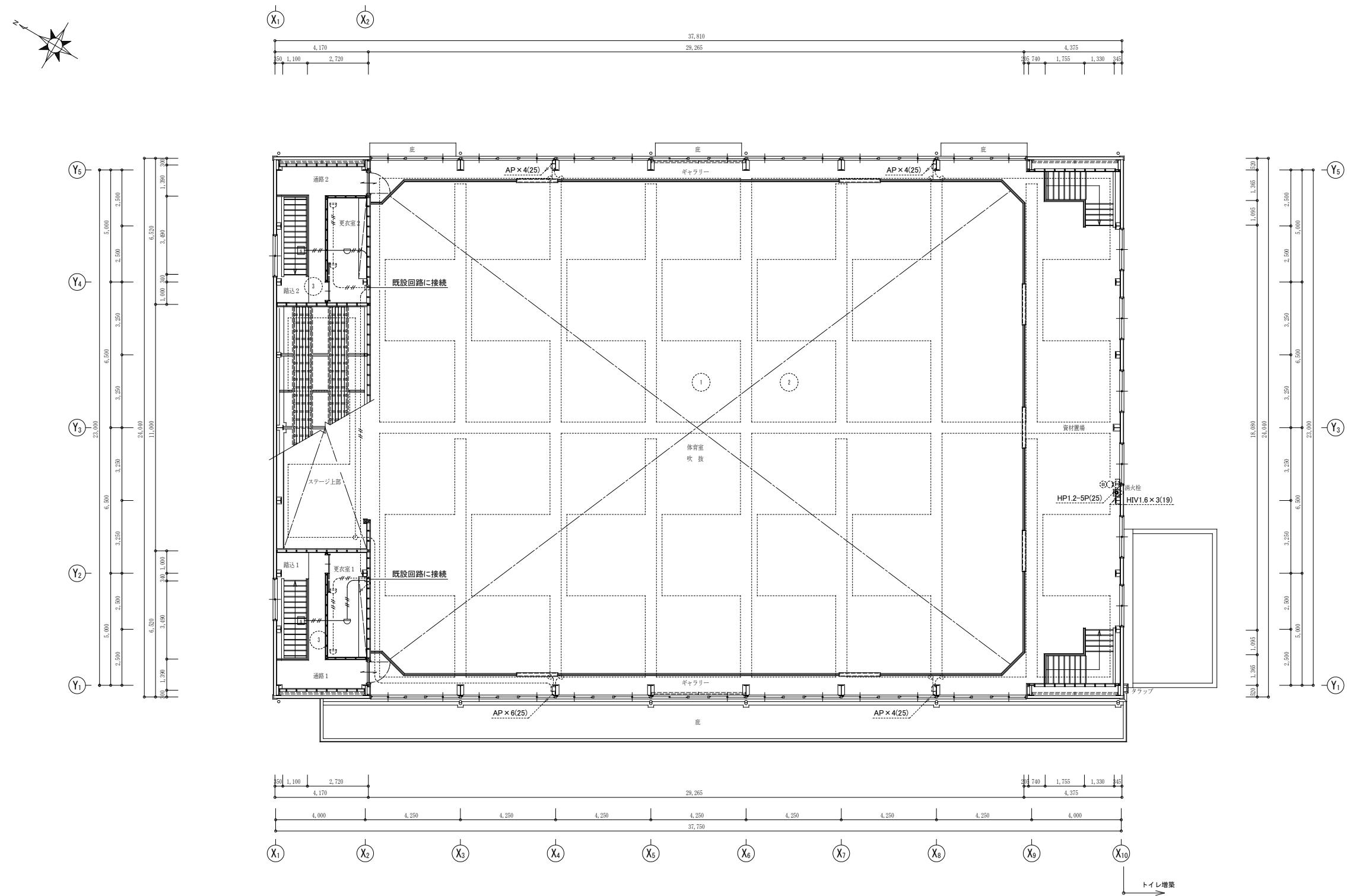


[改修後] 1階平面図 S=1/100

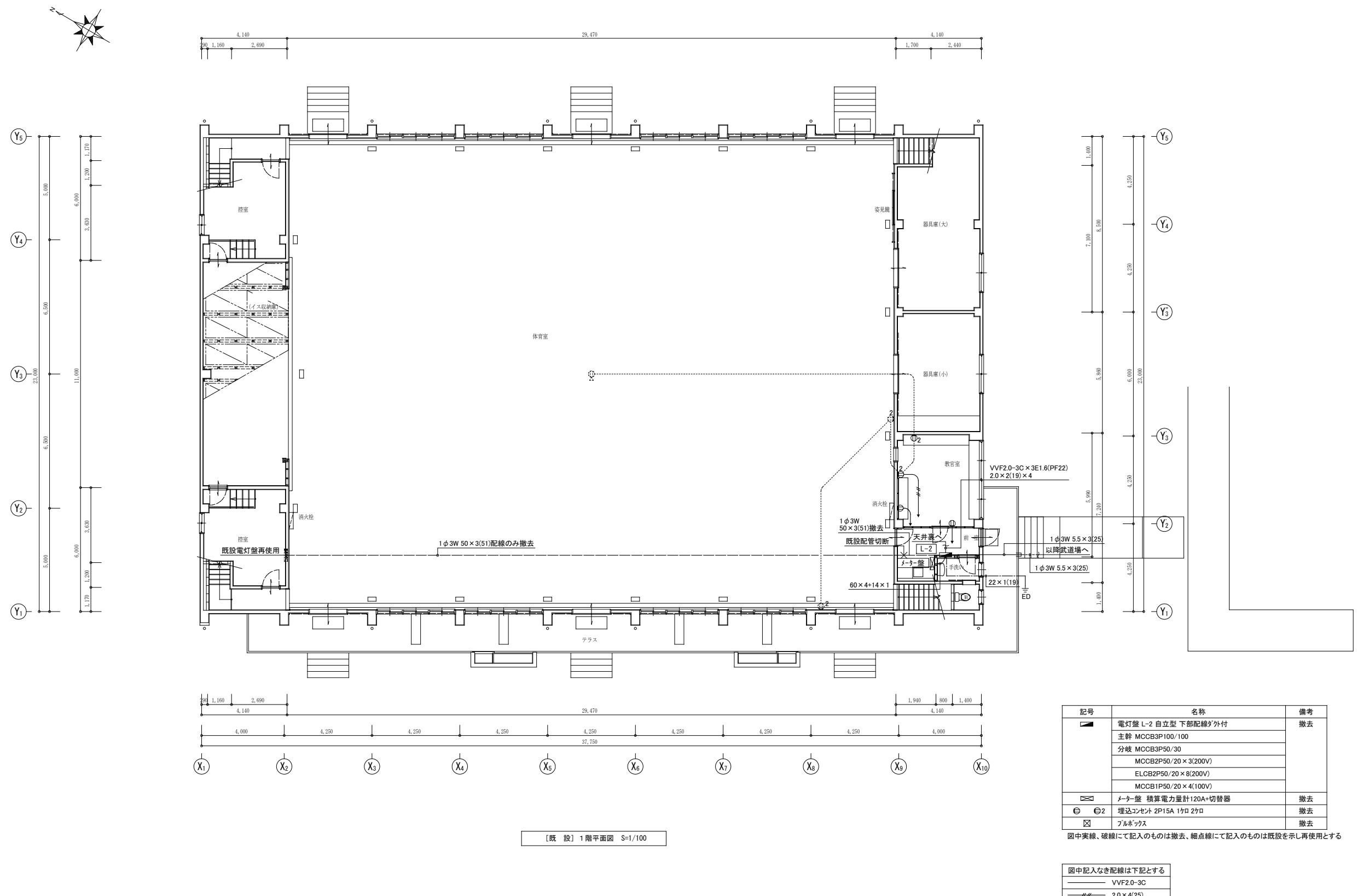


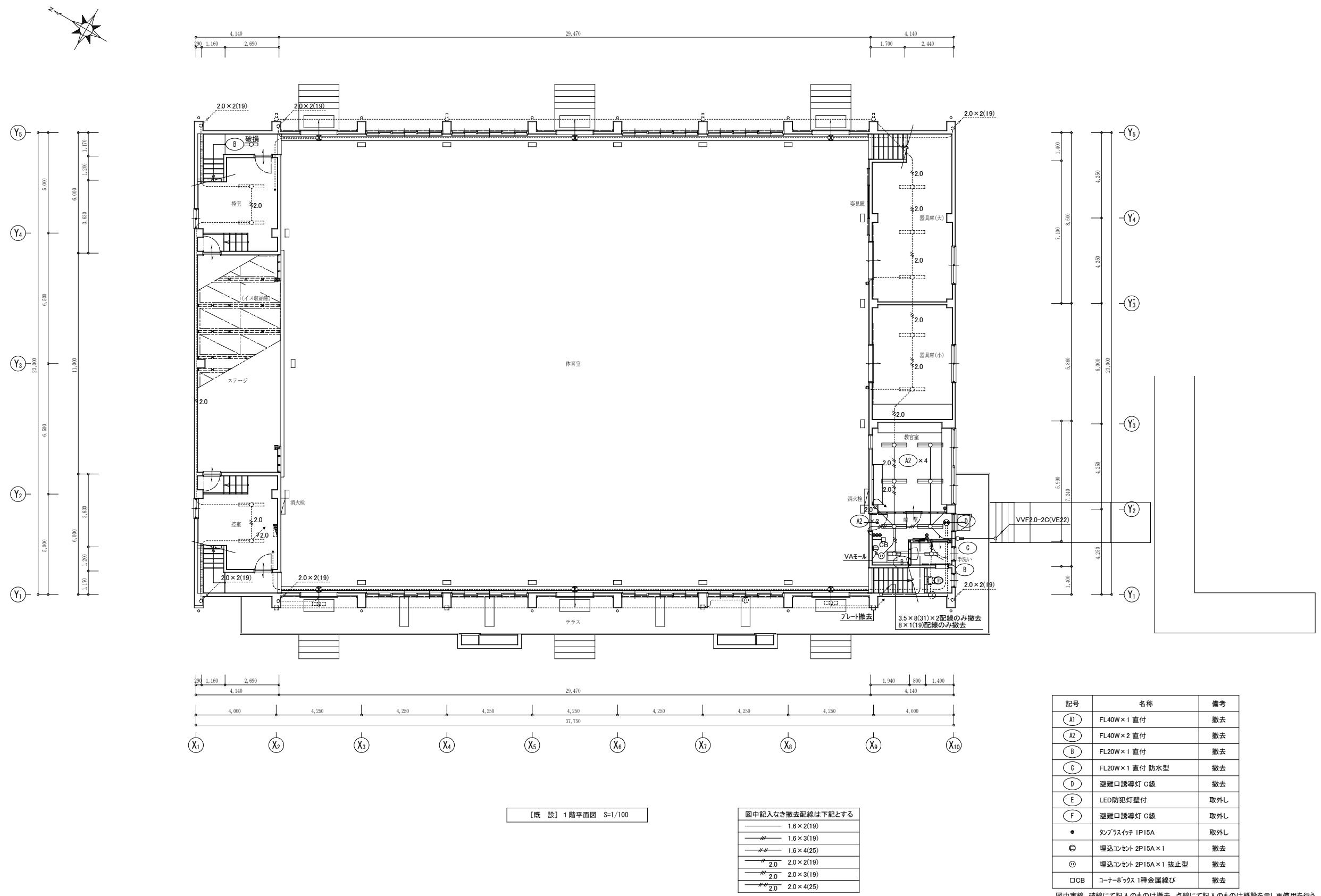
[改修後] 2階平面図 S=1/100

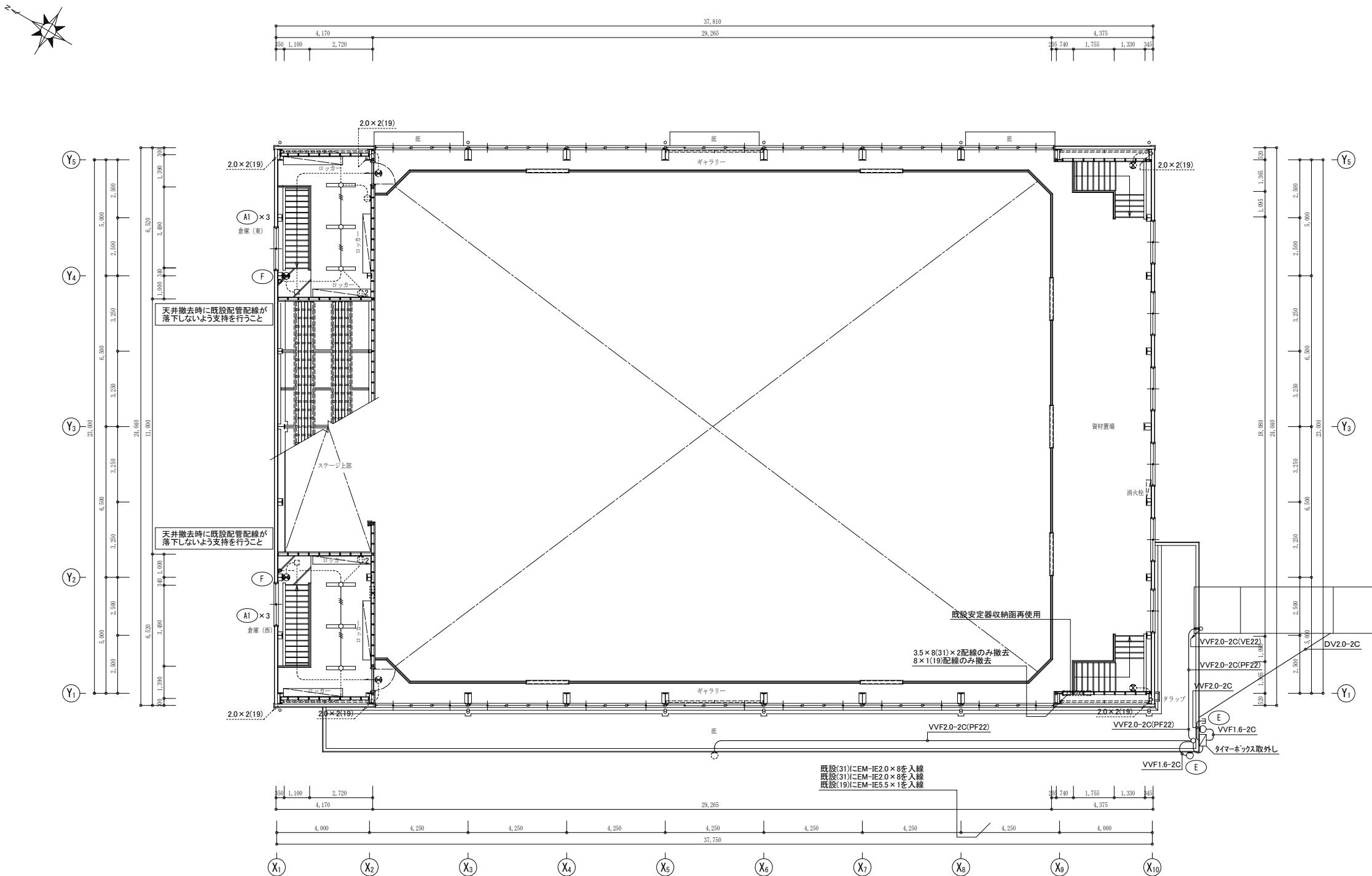




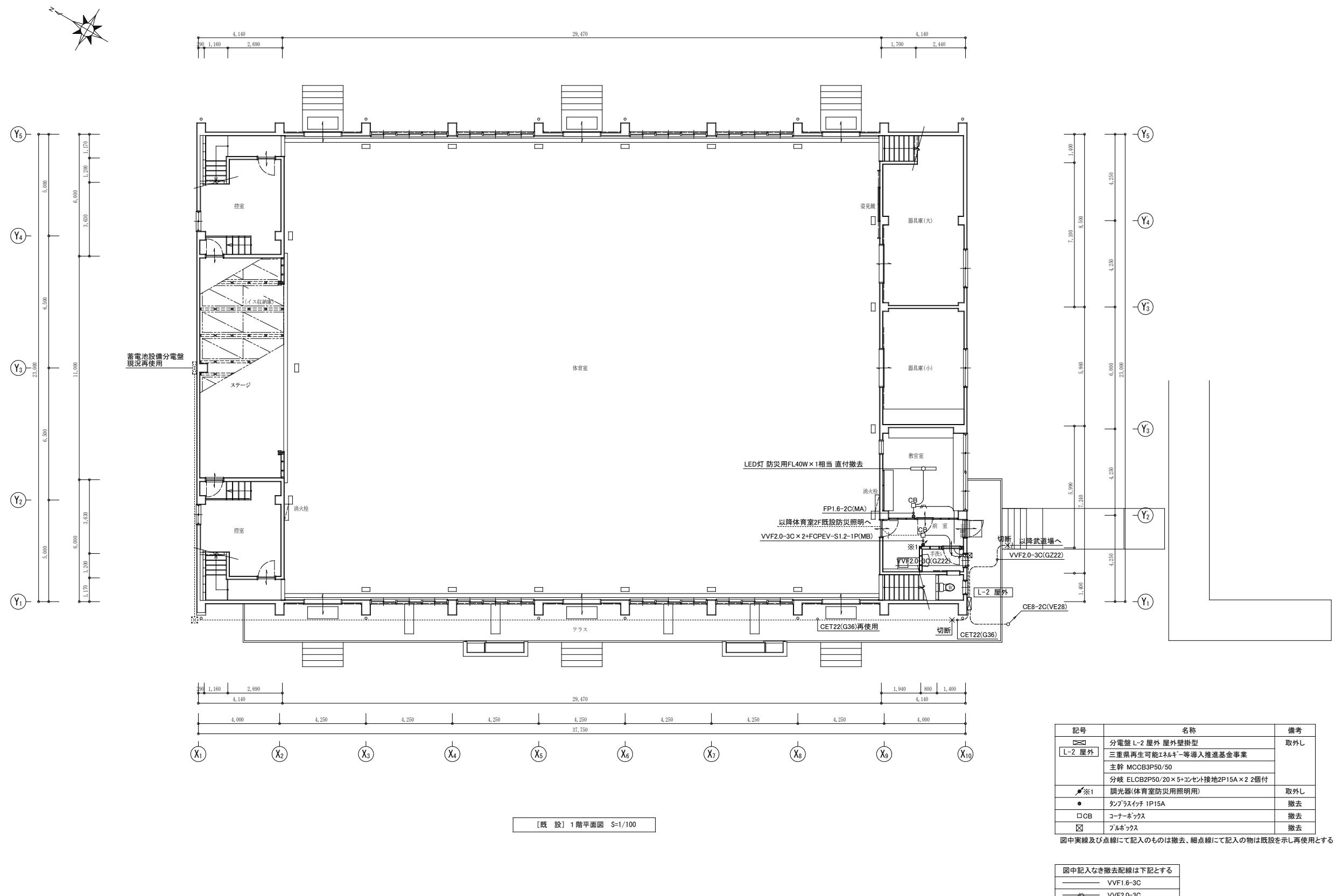
[改修後] 2階平面図 S=1/100

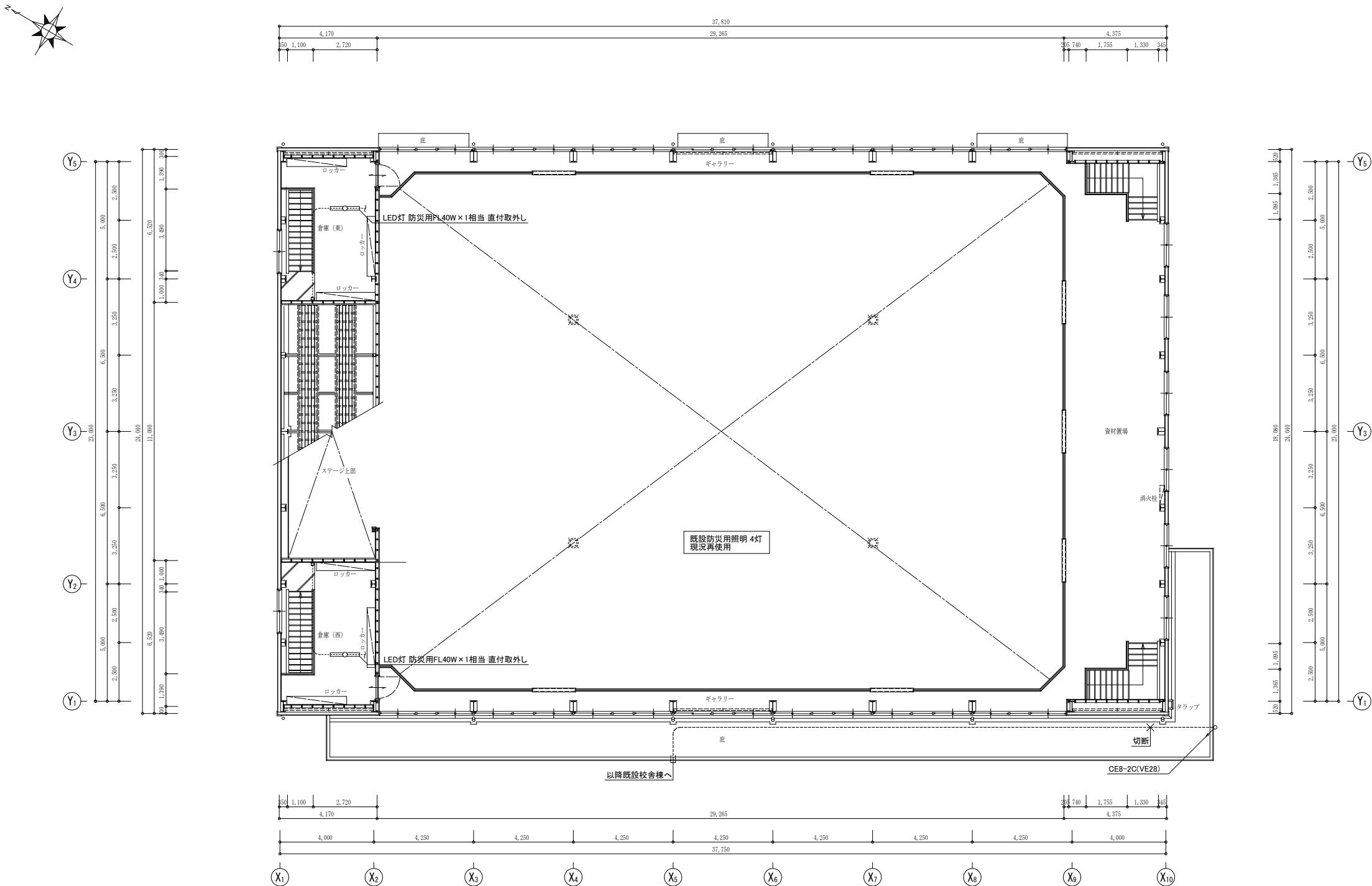




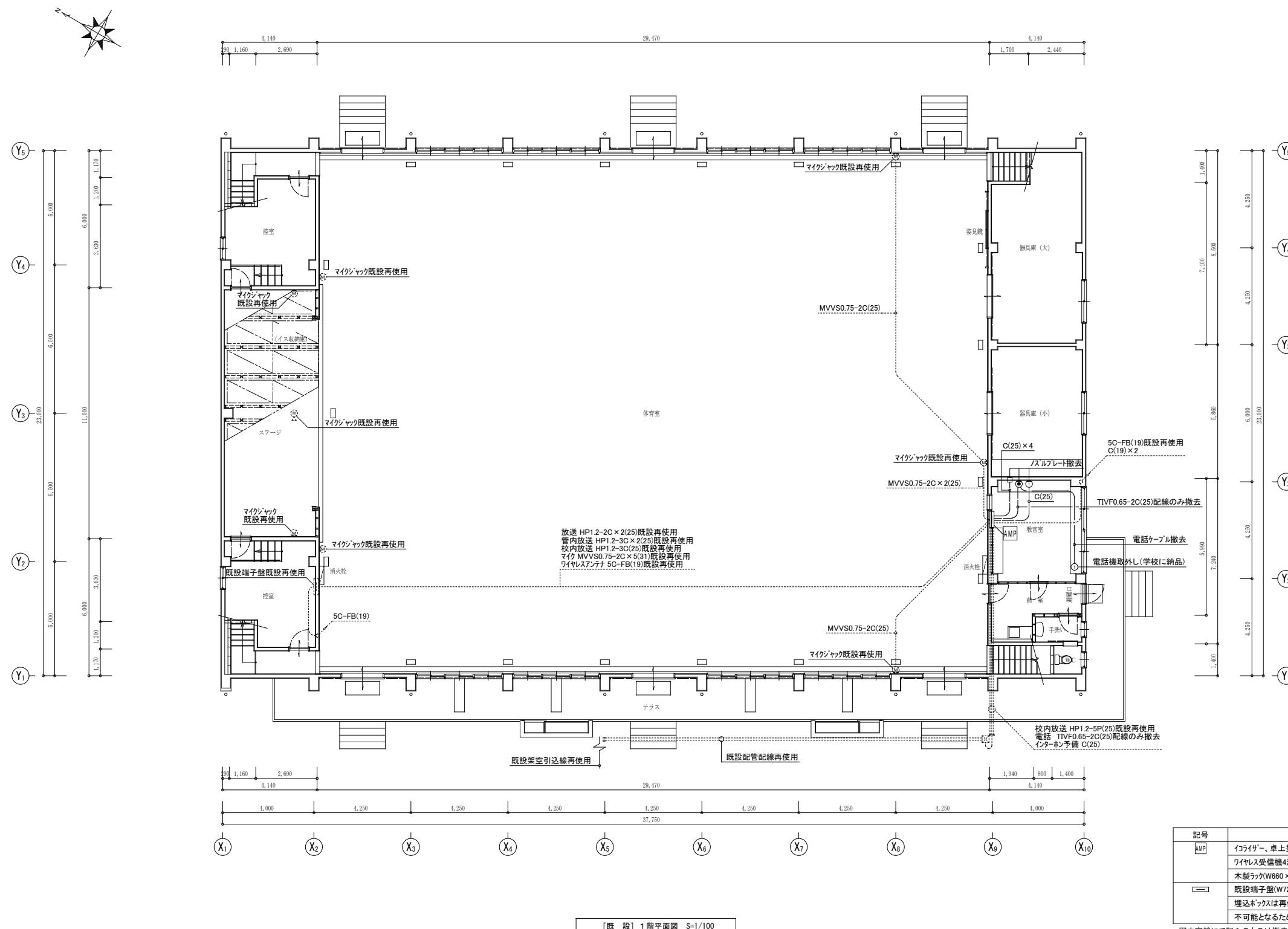


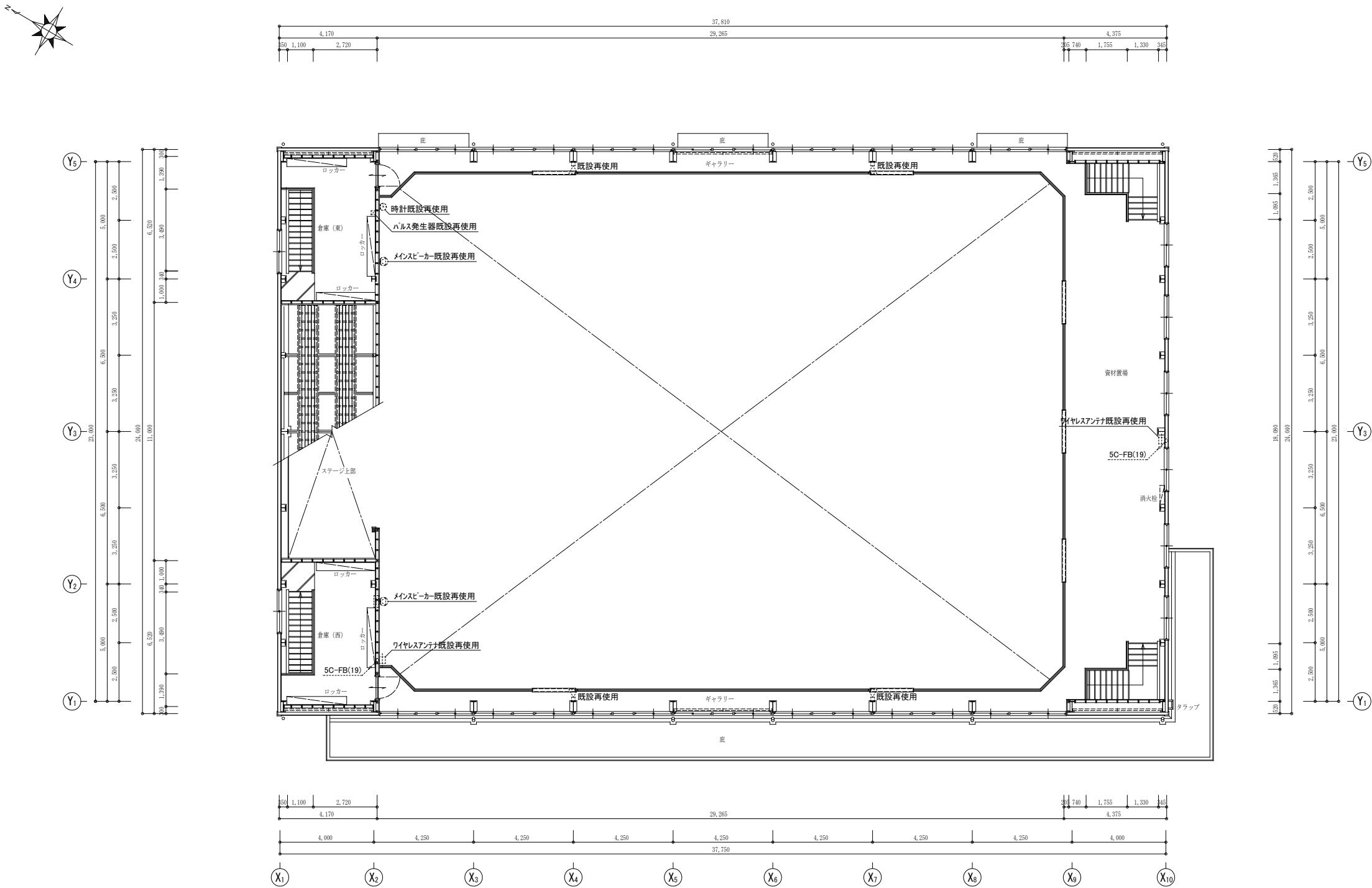
[既設] 2階平面図 S=1/100



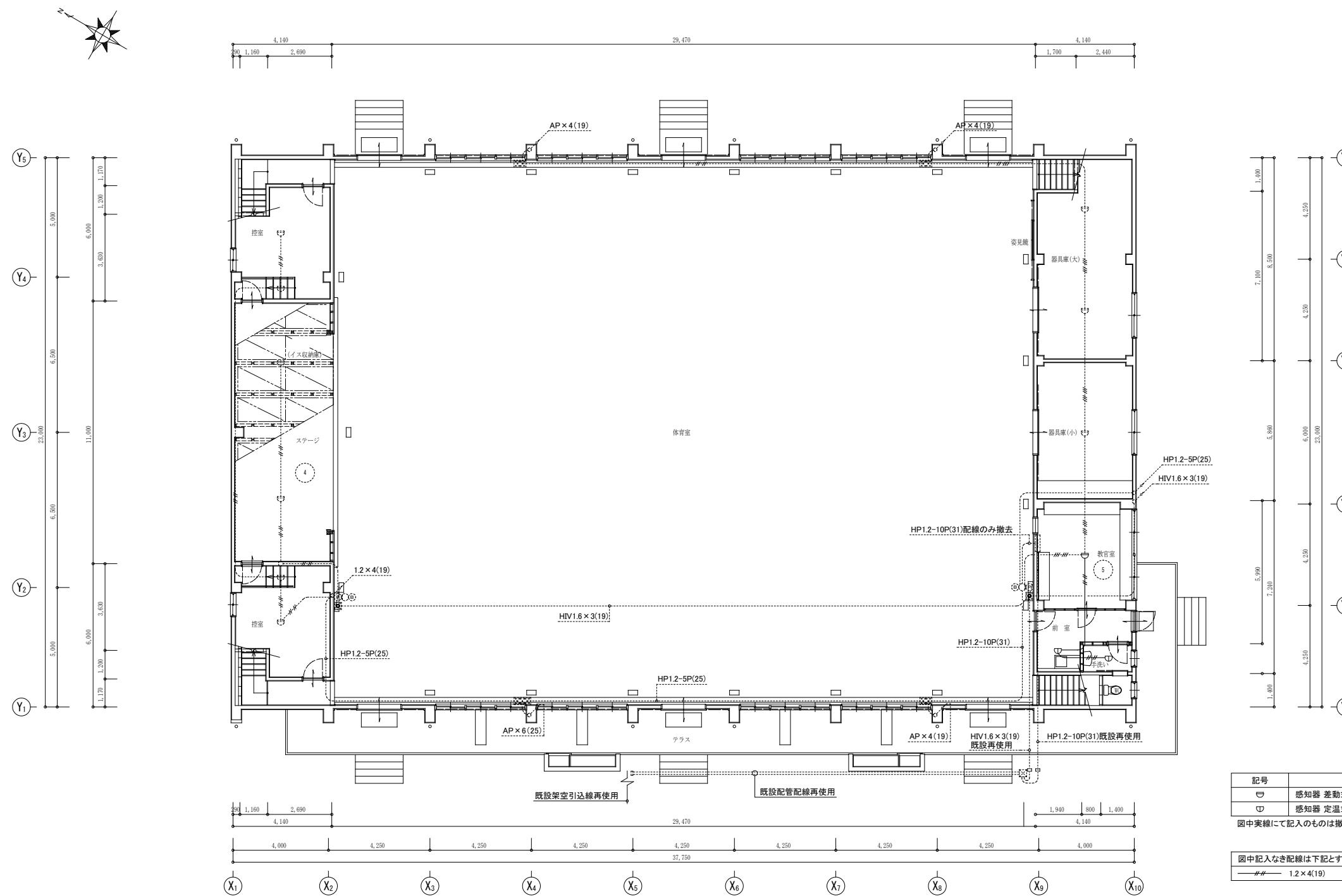


【既 設】2階平面図 S=1/100





[既 設] 2階平面図 S=1/100

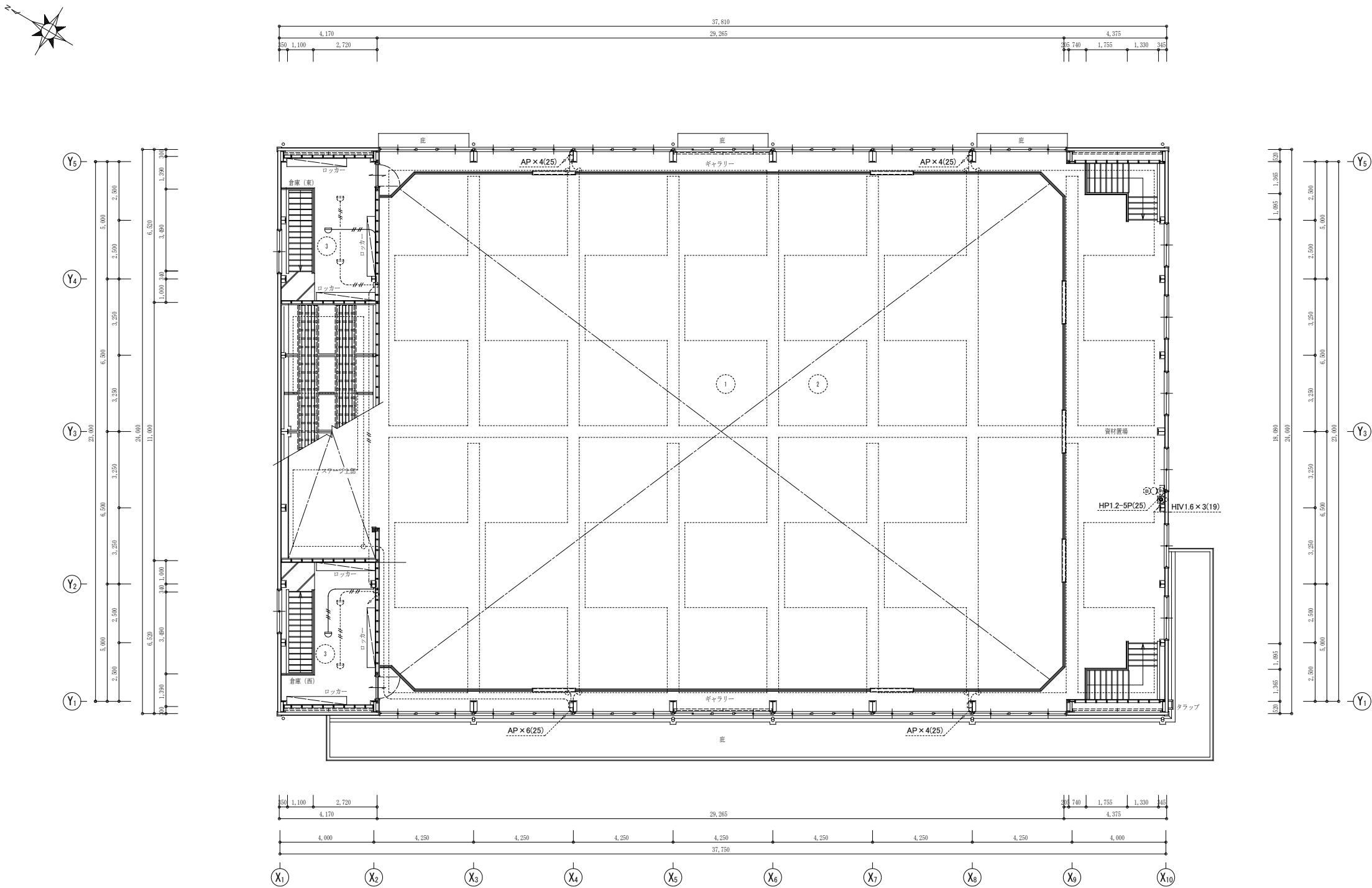


【既設】1階平面図 S=1/100

記号	名称	備考
□	感知器 差動式スロット型 2種	撤去
▽	感知器 定温式スロット型 1種 防水型	撤去

図中実線にて記入のものは撤去、点線にて記入のものは既設を示し再使用とする

図中記入なき配線は下記とする
—#— 1.2×4(19)



[既 設] 2階平面図 S=1/100